

令和3年度障害者総合福祉推進事業
地方自治体における支給決定事務に関する実態調査
事業報告書

令和4年3月

PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業の目的】

本事業は、障害者等の障害福祉サービス等の利用実態や国から示している指定関係等の標準様式の活用状況の把握をするための調査や届出の効率的な手法などを検討することを目的に実施した。

【調査方法】

目的の達成のため、下記3つの調査を実施した。なお、調査設計や分析にあたっては、有識者による検討委員会から助言を得ながら検討を進めた。

- ①自治体（都道府県、指定都市等 悉皆）を対象とした指定申請の取組状況に関する質問紙調査、ヒアリング調査
- ②自治体（市区町村 悉皆）を対象とした計画相談支援及び障害児相談支援におけるモニタリング頻度の状況に関する質問紙調査、ヒアリング調査
- ③自治体（市区町村 悉皆）を対象とした放課後等デイサービスの支給決定の基準等の状況に関する質問紙調査、ヒアリング調査

【調査・検討結果】

調査①②③の結果は下記の通りであった。

- ① 質問紙調査対象 129 団体（都道府県 47 団体、指定都市 20 団体、中核市 62 団体）、有効回答率 78.3%（都道府県 74.5%、指定都市 70.0%、中核市 83.9%）
ヒアリング調査 5 団体
- ② 調査対象 1741 団体（市区町村）、有効回答率 49.3%
- ③ 調査対象 1741 団体（市区町村）、有効回答率 49.3%
ヒアリング調査 9 団体

【考察】

- ① 障害福祉サービスの指定申請書類に関して、特に新規申請、変更届時、更新申請時、併設事業所・複数サービスの指定を受ける事業所の申請時の文書の取扱い状況について明らかになった。
- ② 計画相談支援及び障害児相談支援に関して、特に標準モニタリング期間の決定状況について明らかになった。
- ③ 放課後等デイサービスの支給決定に関して、特に支給量の決定の状況について明らかになった。

目次

1. 事業目的と方法	1
(1) 背景	1
(2) 目的	2
(3) 事業概要・方法	4
2. 指定申請調査	8
(1) 質問紙調査概要	8
(2) 質問紙調査集計結果	15
(3) ヒアリング調査概要	51
(4) ヒアリング調査結果	51
(5) まとめ	56
3. 計画相談支援（障害児相談支援）調査	58
(1) 質問紙調査概要	58
(2) 質問紙調査集計結果	59
(3) まとめ	73
4. 放課後等デイサービス調査	74
(1) 質問紙調査概要	74
(2) 質問紙調査集計結果	75
(3) ヒアリング調査概要	90
(4) ヒアリング調査結果	91
(5) まとめ	101
資料	103
資料1 指定申請調査 質問紙調査票	104
※問3については障害福祉サービスごととなるため、例示として「居宅介護」の設問シートを掲載	
資料2 計画相談支援（障害児相談支援）及び放課後等デイサービス調査 質問紙調査	108
※このほか、回答資料の詳細として別添資料に取りまとめている	

1. 事業目的と方法

本章では、本事業の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

(1) 背景

①指定申請の取組状況

障害福祉サービス事業所における文書削減については、弊社が平成 30 年度に実施した障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」において、自治体が指定申請や報酬算定に係る体制届出時に提出を求める文書とそれに対する事業所側の必要性の認識に開きがあることや、同種の文書でも自治体によって呼称・記載項目が異なるといった実態が把握された。

こうした課題に対応し、提出する文書の必要性を事業所が適切に理解した上で事業所の事務負担を軽減していくためには、各自治体が提出を求める文書の種類の標準化や書式の共通化を図っていくことが有効である。

厚生労働省においては、指定申請に係る様式について標準例を示しているが、各自治体で申請様式や添付を求める書類にばらつきがある。

この届出については各自治体で提出を求める様式が異なるほか、その運用実態は都道府県によって異なり、未だ標準的な方法が明らかにされていない。

このように指定申請時に自治体が事業所に求める提出書類について、自治体によりばらつきがあることから、事業所の事務負担軽減のため、提出書類の簡素化を実施している自治体を参考に提出書類の標準化等を検討する必要があると考えられる。

②計画相談支援及び障害児相談支援におけるモニタリング頻度の状況

計画相談支援及び障害児相談支援におけるモニタリング頻度は実施標準期間及び利用者本人の心身の状況等を勘案しながら設定することとされており、「ただし、利用するサービスの種類のみをもって一律に期間を決定することがないように相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすること」とされている。しかし、一律に期間を設定している例があったり、相談支援専門員の提案した頻度が適切に勘案されていなかったりする実態がある等の指摘がなされているところである。

また、これまで、モニタリング頻度について、詳細な実態が把握されておらず、具体的な対策を検討できない状況となっている。そのため、まずは実態を把握し、モニタリング頻度の適正化に向けた検討をしていく必要があると考えられる。

③放課後等デイサービス支給決定の基準等の状況

放課後等デイサービスは、就学児の発達支援に必要となるもので、本人の発達支援に必要な量を軸として、周辺事情も勘案して日数が決定されるべきところ、現在、各種勘案事項を総合的に勘案して支給量は決定されている。しかし、勘案事項をどのように勘案し、その結果に応じて何日が決定されるのかのロジックは自治体等の判断にゆだねられており、全体像が把握されていない。

そのため、放課後等デイサービスの支給決定において、勘案事項の勘案状況及び支給決定ロジックの実態を把握し、今後の支給決定プロセスの検討することが必要であると考えられる。

(2) 目的

以上の背景より、本事業では、障害福祉サービス等の指定申請書類に関しては標準化を検討するための基礎情報とするため、計画相談支援及び障害児相談支援、放課後等デイサービスに関しては支給決定状況の把握を目的として、各自治体の取扱い状況の把握のための3つの調査を実施した。

各調査により明らかにしたいことは次のとおりである。

図表1 調査目的

調査	明らかにしたい事項
指定申請の取組状況に関する質問紙調査 (以下、指定申請調査)	障害福祉サービス等の指定申請の手続きについて、各自治体の取組状況の把握を踏まえた標準化について検討するための基礎資料とする。 ①変更届時の提出書類の取扱いの実態 ②更新申請時の提出書類の取扱いの実態 ③併設事業として複数サービスの指定を受ける際の申請書類の取扱いの実態 ④①～③について、簡素化を図っている理由又は簡素化できない理由 ⑤①～③について、文書量や事務負担軽減のために実施していること
計画相談支援及び障害児相談支援におけるモニタリング頻度の状況に関する調査 (以下、計画相談調査)	計画相談支援及び障害児相談支援のモニタリング頻度の決定状況及び決定に際しての勘案プロセスの実態把握をする。 ①モニタリング頻度の決定にモニタリング実施標準期間が与える影響について要因分析を行う際の基礎データとするため、市町村におけるモニタリング頻度の決定状況について全国の基礎自治体の実態を把握する。 ②モニタリング頻度が利用者ごとに柔軟かつ適切な期間となるよう、どのような(勘案)プロセスによって決定しているかについて、全国の基礎自治体の実態と好事例を把握する。

<p>放課後等デイサービスの 支給決定の基準等の状況 に関する調査 (以下、放デイ調査)</p>	<p>放課後等デイサービスの支給決定プロセスの実態を把握する。 ①支給決定における勘案プロセスについて、その結果として出 される支給量の状況を把握する。 ②併せて、そもそもの支給決定に際しての考え方も把握する。</p>
--	---

(3) 事業概要・方法

本事業は以上の目的を達成するために、自治体を対象とした質問紙調査、ヒアリング調査を実施した。これらの調査内容や結果を考察するため検討委員会を組織し、助言等を得ながら進めた。

①検討委員会

学識経験者および自治体関係者による有識者委員会を設置し、3回の検討会を実施した。

ア. 検討委員会委員

検討委員会委員は次のとおりである。なお、座長には曾根氏が就任した。

図表 2 検討委員会委員

氏名	所属
大浦周子	大津市福祉子ども部障害福祉課 係長
佐藤淳哉	東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 課長
佐渡美佐子	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害者施策推進課 課長
杉江慎二	半田市福祉部地域福祉課 課長
曾根直樹	日本社会事業大学 専門職大学院 准教授
村松敦子	島根県健康福祉部障がい福祉課 課長

(五十音順、敬称略)

その他、各自治体および厚生労働省から検討委員会オブザーバーが各回数名参加した。

また、本事業実施事務局は下記のとおりである。

図表 3 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
鈴木 尚子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 スタッフ
諏訪 なおい	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 スタッフ

イ. 検討委員会開催状況

全3回の検討委員会は、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、会議はオンライン開催とした。

図表 4 委員会議題

開催日	主な議題
第1回 令和3年8月17日(火)	<ul style="list-style-type: none">・調査の目的と概要・調査の実施方法・調査項目と設問案・今後のスケジュール

第2回 令和3年12月24日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的と概要 ・アンケート調査の報告（速報値） ・ヒアリング調査の方針 ・報告書骨子案 ・今後のスケジュール
第3回 令和4年3月7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果報告 ・ヒアリング調査の結果報告 ・報告書案

②質問紙調査

自治体の障害福祉担当部署を対象に3種類の質問紙調査を実施した。いずれの調査も厚生労働省より調査対象となる障害福祉担当部署にメールで表計算ソフトにて作成した調査票を送付し、調査事務局にて作成した調査専用サイトにアップロードしてもらう方法で行った。なお、以下の3つの調査は同時に行った。以下、調査概要である。

図表5 指定申請調査

調査対象	都道府県（47団体）・指定都市（20団体）・中核市（62団体） （合計 129団体） 障害福祉担当部署担当者宛に送付
調査期間	令和3年10月14日（木）より令和3年11月30日（火）

図表6 計画相談調査

調査対象	市区町村（1741団体） 障害福祉担当部署担当者宛に送付
調査期間	令和3年10月14日（木）より令和3年11月30日（火）

図表7 放デイ調査

調査対象	市区町村（1741団体） 障害福祉担当部署担当者宛に送付
調査期間	令和3年10月14日（木）より令和3年11月30日（火）

③ヒアリング調査

前出の質問紙調査の結果を踏まえ、各調査項目の深堀を目的として調査を実施した。なお、各調査は事前に質問項目を送付し、可能な限り事前に確認をいただいた。調査は、調査事務局がweb会議または電話で聞き取りを行った。

図表8 指定申請調査

調査対象	都道府県・指定都市・中核市 5団体） 障害福祉担当部署担当者宛に送付
調査期間	令和4年2月22日（月）より令和4年3月11日（金）

図表9 放課後等デイサービス調査

調査対象	市区町村（9団体） 障害福祉担当部署担当者宛に送付
調査期間	令和4年2月22日（月）より令和4年3月11日（金）

④事業経過

本事業は令和3年5月25日に事業の内示を受け、令和4年3月31日まで、次の経過で事業を実施した。

図表 10 事業経過

		事業実施状況	
令和3年6月		↑	
7月			事業概要の整理 3種類の調査票案の検討、作成
8月	★第1回委員会	↓	
9月		↑	プレ調査の実施（調査内容の確認） 3種類の調査票作成 調査準備（調査専用サイトの構築など）
10月		↓	
11月		↑	3調査の実査 問い合わせ対応
12月	★第2回委員会	↓	速報値まとめ
令和4年1月		↑	データ分析 まとめ
2月		↓	実査 まとめ
3月	★第3回委員会	↓	
		↑	ヒアリング 調査設計 調査項目の 検討
		↑	報告書骨子 検討
		↓	報告書案作成
		↓	報告書作成

2. 指定申請調査

本章では、障害福祉サービス等の指定申請手続きについて各自治体の取組状況の把握を踏まえた標準化について、実施した質問紙調査、ヒアリング調査結果について記載する。

(1) 質問紙調査概要

調査項目及び調査票の回収状況は次のとおりである。

①調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目について質問紙調査を実施した。なお、詳細な調査内容は資料1を参照のこと。

図表 11 調査項目

ア. 自治体概要	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者連絡先に関する情報 ・自治体の基本情報（自治体名、自治体コード、人口）
イ. 指定申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの指定申請書類の取扱いについてサービス等ごと、症例等で定められた文書ごとに、以下のことを確認した。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出を求める機会 <ol style="list-style-type: none"> ①新規指定時（提出の要不要） ②変更届時（提出の要不要） <ul style="list-style-type: none"> -変更届の際に提出を求める範囲 -簡素化の検討をして提出不要とした書類 -簡素化の検討をしたが提出不要とできなかった書類 ③更新申請時（提出の要不要） <ul style="list-style-type: none"> -変更届の際に提出を求める範囲 -簡素化の検討をして提出不要とした書類 -簡素化の検討をしたが提出不要とできなかった書類 ④併設事業所、複数サービスの指定を受ける事業所の申請時 <ul style="list-style-type: none"> -簡素化の検討をして提出不要とした書類 -簡素化の検討をしたが提出不要とできなかった書類 ⑤押印廃止時の対応状況 <ul style="list-style-type: none"> -「押印を廃止していない」の理由 2. 指定申請時に省令により自治体に提出しなければならないとされている事項の書類への記載の有無 <ol style="list-style-type: none"> ①事業所の名称、所在地 ②申請者の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名 ③事業開始の予定年月日 ④登記事項証明書又は条例等

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤事業所の平面図 ⑥管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所、経歴 ⑦運営規程 ⑧利用者又はその過程からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 ⑨従業者の勤務の体制、勤務形態 ⑩法第 36 条第 3 項各号に該当しないことを誓約する書面 ⑪その他指定に関し必要と認める事項 <p>3. 「その他指定に関し必要と認める事項」に該当する場合、具体的な確認内容・項目</p>
ウ. 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・文書量や事務負担軽減のために実施していること

なお、省令で定められた指定申請書類の文書名¹は次のとおりである。

¹ ただし、文書名の一致のみで掲載しており、記載すべき内容が同じであるわけではない点について留意する必要がある。

図表 12 本調査で調査対象とした各サービスごとの文書

文書名	障害福祉サービス	居宅介護 同行援護 重度訪問介護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設	一般相談支援	特定相談支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所施設
指定申請書(自治体が表示書式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所の平面図	○	○	○	1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備・備品等一覧表	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者の推定数	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	○	○	○	2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4)	4)	5)	5)	5)	5)	5)	4)	5)
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	○	○	○	2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4)	4)	5)	5)	5)	5)	5)	4)	5)
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	○	○	○	2)	3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4)	4)	5)	5)	5)	5)	5)	4)	5)
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	○	○	○	2)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4)	4)	5)	5)	5)	5)	5)	4)	5)
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料(雇用契約書等)	○	○	○	2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4)	4)	5)	5)	5)	5)	5)	4)	5)
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
従業者の資格証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○
従業者の勤務実態がわかる資料(雇用契約書の写し等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

図表 12 本調査で調査対象とした各サービスごとの文書 (続き)

文書名	障害福祉サービス	居宅介護 同行援護 重度訪問介護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設	一般相談支援	特定相談支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援	障害児入所施設
協力医療機関との契約書の写し	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	-	-	6)
相談支援専門員の兼業状況一覧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
法第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第 21 条の 5 の 15 に係る誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービスの主たる対象者を特定する理由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非常災害対策に関する計画書	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業計画書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用契約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
重要事項説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収支予算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関係機関への届け出状況を確認できるもの	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-	○
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 1)建物構造概要も併せて提出 2)管理者のみ 3)みなしの場合は研修受講誓約書 4)サービス管理責任者の代わりに相談支援専門員
5)サービス管理責任者の代わりに児童発達支援管理者 6)協力歯科医療機関との契約書の写しを含む

②回収状況

調査票の回収状況は次のとおりである。

図表 13 回収率（指定申請調査）

調査対象自治体	都道府県	47 団体
	指定都市	20 団体
	中核市	62 団体
	合計	129 団体
有効回答数	都道府県	35 団体
	指定都市	14 団体
	中核市	52 団体
	一般市町 ²	14 団体
	不明	1 団体
	合計	116 団体
有効回答率	都道府県	74.5%
	指定都市	70.0%
	中核市	83.9%
		78.3%

③集計方針

本調査の実施目的と照らし合わせて、次の視点で集計を行った。

ア. 文書分類に基づく集計

自治体により収集している文書の内容は様々であり一概に同一のものとして集計することは難しいものの、図表 12 で整理した省令で定められている文書であればいずれの障害福祉サービスでもおおよそ類似した内容での作成が求められると判断した。そこで、省令で定める文書について、障害福祉サービスを横断で集計し、文書分類ごとの傾向について分析を行った。今回の調査では障害福祉サービスごとに 35 種類の文書について回答を求めているが、それを図表 14 の 8 つの類型に分類し集計した。

なお、図表 14 の「対象文書の種類（数）」の列は、「分類名」にある各文書の種類の数（複数のサービスで同じ文書名の文書を求めている場合はサービス数分カウントしている）に、回答都道府県数を乗じて算出した値である³。

これらの文書分類ごとに、提出を求める機会、押印廃止の状況等について集計を行った。

² 都道府県より指定権限の委譲を受けた一般市も一部回答。調査では都道府県より指定権限の委譲を受けた一般市も回答をしているが、本集計では都道府県、指定都市、中核市（以下、都道府県等）を対象に集計を行った。

³ 例えば、「指定申請、登記関連」であれば、回答都道府県数 35 団体×23 サービス×2 種類＝1,610 として算出した。

図表 14 文書分類

分類名	図表 12 で示した文書名	対象文書の種類(数)		
		都道府県	指定都市	中核市
指定申請、登記関連	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請書（自治体が示す書式） 登記事項証明書又は条例等 	1610	644	2392
事業所設備関連	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の平面図 設備・備品等一覧表 	1435	574	2132
管理者等要件	<ul style="list-style-type: none"> 管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書 管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書 管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し 管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し 管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等） 	4025	1610	5980
利用者状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の推定数 前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票 	700	280	1040
従業者関連	<ul style="list-style-type: none"> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 従業者の資格証の写し 従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等） 相談支援専門員の兼業状況一覧 研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書 	2415	966	3588
体制要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 法第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第 21 条の 5 の 15 に係る誓約書 サービスの主たる対象者を特定する理由 非常災害対策に関する計画書 事業計画書 利用契約書 重要事項説明書 収支予算書 事業に係る介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項 	7350	2940	10920
関係機関連携	<ul style="list-style-type: none"> 受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等 協力医療機関との契約書の写し 関係機関への届け出状況を確認できるもの 医療機関や行政機関との連携状況を示す書類 	1190	476	1768
各サービス特有の書類	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第 7 条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し 申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス 指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書 (共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの (共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの 	455	182	676

なお、文書累計ではなく、個々の文書ごとの集計については紙片の都合の関係から、別添資料として掲載する。

イ. 自治体単位での集計

自治体単位で見ると、図表 122 で示した文書は 548 種類⁴あることになる。この 548 種類の文書に対し、各都道府県等提出を求める機会、押印廃止の状況等についてどのような判断をしているかについて、都道府県等の単位で集計した。

⁴ ○及び 1) ～6) で記した文書の総数が 548 種類ある

(2) 質問紙調査集計結果

以上の質問紙調査設計及び集計方針に基づき、集計を行った。

①文書分類に基づく集計結果

図表 14 の文書分類に基づき、新規指定申請時、変更届提出時、更新申請時の文書作成、提出時の実情について、集計を行った。

ア. 提出を求める機会

新規申請時に提出を求める資料として、提出要不要の状況を確認すると、「利用者状況」に関する文書については半数以上が不要との回答をしている一方、「登記関連」「事業所設備」については、提出不要とする自治体はあまりなかった。

図表 15 提出を求める機会 新規指定申請時 (行%)

		対象文書の種類 (数)	提出要 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
都道府県	指定申請書、登記関連	1610	88.4	0.2	11.4
	事業所設備関連	1435	87.5	0.3	12.2
	管理者等要件	4025	75.7	12.9	11.4
	利用者状況	700	39.9	54.3	5.9
	従業者関連	2415	65.5	22.8	11.7
	体制要件	7350	65.1	23.3	11.6
	関係機関連携	1190	77.7	12.9	9.3
	サービス特有証明書類	455	66.4	21.5	12.1
指定都市	指定申請書、登記関連	644	99.4	0.0	0.6
	事業所設備関連	574	96.2	3.3	0.5
	管理者等要件	1610	85.0	14.2	0.7
	利用者状況	280	46.8	48.2	5.0
	従業者関連	966	75.5	23.8	0.7
	体制要件	2940	74.9	24.0	1.1
	関係機関連携	476	88.0	11.1	0.8
	サービス特有証明書類	182	73.1	24.2	2.7
中核市	指定申請書、登記関連	2392	94.6	0.1	5.2
	事業所設備関連	2132	93.2	1.2	5.7
	管理者等要件	5980	84.5	10.2	5.2
	利用者状況	1040	46.2	49.4	4.4
	従業者関連	3588	76.7	17.9	5.4
	体制要件	10920	73.5	21.1	5.4
	関係機関連携	1768	81.1	12.2	6.7
	サービス特有証明書類	676	58.6	23.4	18.0

図表 16 提出を求める機会 新規指定申請時 都道府県 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	提出要 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	805	88.4	0.1	11.4
登記事項証明書又は条例等	805	88.3	0.2	11.4
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	74.3	20.0	5.7
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	65.7	25.7	8.6
事業所の平面図	805	88.4	0.1	11.4
設備・備品等一覧表	630	86.2	0.6	13.2
利用者の推定数	420	41.7	52.4	6.0
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	51.4	42.9	5.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	805	88.2	0.4	11.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	805	85.2	3.4	11.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	805	83.5	5.1	11.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	805	87.0	1.6	11.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	805	34.5	54.0	11.4
運営規程	805	88.4	0.1	11.4
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	88.3	0.2	11.4
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	88.4	0.1	11.4
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	37.1	57.1	5.7
従業員の資格証の写し	735	81.5	14.1	4.4
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	735	35.4	60.4	4.2
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	74.3	22.9	2.9
協力医療機関との契約書の写し	525	88.6	6.5	5.0
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	8.6	0.0	91.4
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	87.0	1.5	11.6
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	78.4	10.1	11.6
非常災害対策に関する計画書	105	36.2	56.2	7.6
事業計画書	805	64.7	23.5	11.8
利用契約書	805	18.4	69.9	11.7
重要事項説明書	805	20.6	67.6	11.8
収支予算書	805	64.3	23.9	11.8
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	76.4	19.8	3.8
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	7.1	1.4	91.4
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	8.6	1.4	90.0
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	805	79.6	8.2	12.2
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	67.1	13.3	19.5
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	45.7	51.4	2.9

図表 17 提出を求める機会 新規指定申請時 指定都市（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	提出要（％）	提出不要（％）	無回答（％）
指定申請書（自治体が表示書式）	322	99.4	0.0	0.6
登記事項証明書又は条例等	322	99.4	0.0	0.6
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	71.4	28.6	0.0
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	57.1	35.7	7.1
事業所の平面図	322	99.4	0.0	0.6
設備・備品等一覧表	252	92.1	7.5	0.4
利用者の推定数	168	50.6	42.3	7.1
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	57.1	42.9	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	322	99.1	0.3	0.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	322	96.9	2.5	0.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	322	96.3	2.8	0.9
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	322	93.8	5.6	0.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	322	39.1	59.9	0.9
運営規程	322	99.1	0.0	0.9
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	97.5	0.3	2.2
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	99.1	0.3	0.6
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	41.1	57.1	1.8
従業員の資格証の写し	294	89.1	10.5	0.3
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	294	39.5	60.2	0.3
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	57.1	42.9	0.0
協力医療機関との契約書の写し	210	97.1	2.4	0.5
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	78.6	17.9	3.6
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	98.1	1.2	0.6
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	93.8	5.6	0.6
非常災害対策に関する計画書	42	7.1	92.9	0.0
事業計画書	322	79.5	19.9	0.6
利用契約書	322	12.1	87.0	0.9
重要事項説明書	322	15.2	83.9	0.9
収支予算書	322	90.7	8.4	0.9
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	87.1	12.5	0.4
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	35.7	57.1	7.1
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	42.9	50.0	7.1
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	322	97.2	0.6	2.2
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	83.3	11.9	4.8
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	50.0	50.0	0.0

図表 18 提出を求める機会 新規指定申請時 中核市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	提出要 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	1196	94.6	0.1	5.3
登記事項証明書又は条例等	1196	94.6	0.2	5.2
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	51.4	8.2	40.4
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	51.9	42.3	5.8
事業所の平面図	1196	94.4	0.3	5.3
設備・備品等一覧表	936	91.6	2.2	6.2
利用者の推定数	624	47.9	47.6	4.5
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	55.8	40.4	3.8
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1196	94.5	0.3	5.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	1196	92.6	2.2	5.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1196	92.5	2.3	5.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1196	92.4	2.4	5.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	1196	50.8	43.9	5.4
運営規程	1196	94.5	0.3	5.3
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	94.6	0.1	5.4
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	94.4	0.4	5.2
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	43.5	52.2	4.3
従業員の資格証の写し	1092	88.0	6.5	5.5
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	1092	51.1	43.1	5.8
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	65.4	30.8	3.8
協力医療機関との契約書の写し	780	88.6	4.4	7.1
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	76.0	20.2	3.8
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	94.3	0.3	5.4
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	89.5	5.3	5.2
非常災害対策に関する計画書	156	25.6	71.8	2.6
事業計画書	1196	80.9	13.5	5.5
利用契約書	1196	18.1	76.2	5.7
重要事項説明書	1196	22.4	71.9	5.7
収支予算書	1196	79.8	14.6	5.6
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	80.4	12.7	6.9
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	23.1	72.1	4.8
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	37.5	57.7	4.8
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	1196	93.7	0.9	5.4
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	68.9	21.8	9.3
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	34.6	57.7	7.7

変更届時に提出を求める資料として、多くの文書で「内容に変更がある場合提出」とする割合が高いものの、「利用者状況」に関する文書については「提出不要」とする割合が高かった。なお、「指定申請書、登記関連」については、2割前後が「必ず提出する」との回答割合であった。

図表 19 提出を求める機会 変更届時 (行%)

		対象文書の 種類 (数)	必ず提出 (%)	内容に変 更がある 場合提出 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
都道府県	指定申請書、登記関連	1610	24.3	44.0	19.2	12.5
	事業所設備関連	1435	2.6	82.9	1.7	12.8
	管理者等要件	4025	2.4	71.0	14.0	12.7
	利用者状況	700	2.0	37.7	52.4	7.9
	従業者関連	2415	3.4	53.2	30.6	12.8
	体制要件	7350	2.5	43.5	41.4	12.7
	関係機関連携	1190	4.0	65.1	20.5	10.3
	サービス特有証明書類	455	2.4	46.8	36.9	13.8
指定都市	指定申請書、登記関連	644	6.2	62.4	30.7	0.6
	事業所設備関連	574	0.2	92.3	7.0	0.5
	管理者等要件	1610	0.0	81.1	17.0	1.9
	利用者状況	280	0.0	32.5	55.4	12.1
	従業者関連	966	0.1	61.4	35.6	2.9
	体制要件	2940	0.6	47.3	49.4	2.7
	関係機関連携	476	1.7	74.6	22.1	1.7
	サービス特有証明書類	182	1.1	37.9	54.9	6.0
中核市	指定申請書、登記関連	2392	18.1	54.5	20.3	7.1
	事業所設備関連	2132	0.3	85.5	6.8	7.4
	管理者等要件	5980	2.1	78.1	12.6	7.2
	利用者状況	1040	0.7	42.3	51.1	6.0
	従業者関連	3588	2.9	64.6	25.0	7.5
	体制要件	10920	1.4	49.3	41.4	7.9
	関係機関連携	1768	1.0	74.2	16.1	8.7
	サービス特有証明書類	676	0.4	38.5	40.8	20.3

図表 20 提出を求める機会 変更届時 都道府県（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	必ず提出（%）	内容に変更がある場合提出（%）	提出不要（%）	無回答（%）
指定申請書（自治体が表示書式）	805	45.3	5.0	36.8	12.9
登記事項証明書又は条例等	805	3.2	83.0	1.6	12.2
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	5.0	60.7	25.0	9.3
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	2.9	60.0	25.7	11.4
事業所の平面図	805	2.6	85.8	0.1	11.4
設備・備品等一覧表	630	2.7	79.2	3.7	14.4
利用者の推定数	420	1.0	33.3	57.6	8.1
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	5.7	28.6	57.1	8.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	805	2.7	83.4	2.6	11.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	805	2.7	79.0	5.1	13.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	805	2.6	78.9	5.2	13.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	805	3.7	79.3	5.3	11.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	805	0.0	34.3	51.6	14.2
運営規程	805	2.6	85.8	0.2	11.3
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	2.6	53.9	32.2	11.3
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	7.5	71.8	9.4	11.3
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	3.6	44.3	44.6	7.5
従業員の資格証の写し	735	2.9	69.3	23.0	4.9
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	735	0.0	25.7	67.2	7.1
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	2.9	68.6	25.7	2.9
協力医療機関との契約書の写し	525	5.0	84.2	6.3	4.6
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	0.0	7.1	0.0	92.9
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	6.7	62.7	19.1	11.4
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	4.7	65.8	18.0	11.4
非常災害対策に関する計画書	105	2.9	24.8	64.8	7.6
事業計画書	805	0.1	17.0	70.4	12.4
利用契約書	805	0.0	9.3	75.3	15.4
重要事項説明書	805	0.0	10.9	73.5	15.5
収支予算書	805	0.0	11.3	76.1	12.5
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	3.8	54.3	35.9	6.1
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	0.0	5.7	1.4	92.9
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	0.0	7.1	1.4	91.4
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	805	5.6	76.8	4.3	13.3
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	0.5	40.5	39.0	20.0
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	0.0	34.3	62.9	2.9

図表 21 提出を求める機会 変更届時 指定都市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	必ず提出 (%)	内容に変更がある場合提出 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	322	12.1	27.6	59.6	0.6
登記事項証明書又は条例等	322	0.3	97.2	1.9	0.6
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	0.0	51.8	46.4	1.8
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	0.0	42.9	28.6	28.6
事業所の平面図	322	0.3	98.8	0.3	0.6
設備・備品等一覧表	252	0.0	84.1	15.5	0.4
利用者の推定数	168	0.0	20.8	65.5	13.7
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	0.0	21.4	71.4	7.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	322	0.0	98.4	0.9	0.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	322	0.0	94.1	5.3	0.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	322	0.0	93.2	5.9	0.9
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	322	0.0	92.5	6.8	0.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	322	0.0	27.3	65.8	6.8
運営規程	322	0.0	98.8	0.3	0.9
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	0.0	65.5	33.9	0.6
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	0.0	88.2	11.2	0.6
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	0.0	50.0	40.2	9.8
従業員の資格証の写し	294	0.0	74.5	24.8	0.7
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	294	0.0	22.1	71.1	6.8
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	7.1	50.0	35.7	7.1
協力医療機関との契約書の写し	210	1.9	86.7	10.5	1.0
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	3.6	67.9	25.0	3.6
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	4.3	65.5	28.9	1.2
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	0.3	79.5	19.6	0.6
非常災害対策に関する計画書	42	0.0	7.1	83.3	9.5
事業計画書	322	0.0	11.2	87.3	1.6
利用契約書	322	0.0	3.1	90.4	6.5
重要事項説明書	322	0.0	4.3	89.1	6.5
収支予算書	322	0.0	9.6	87.9	2.5
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	1.3	71.4	25.9	1.3
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	0.0	21.4	67.9	10.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	0.0	21.4	71.4	7.1
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	322	0.6	93.8	3.1	2.5
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	2.4	32.1	60.7	4.8
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	0.0	28.6	64.3	7.1

図表 22 提出を求める機会 変更届時 中核市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	必ず提出 (%)	内容に変更がある場合提出 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	1196	36.2	16.1	40.5	7.2
登記事項証明書又は条例等	1196	0.0	92.9	0.1	7.0
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	0.5	41.3	16.3	41.8
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	0.0	44.2	46.2	9.6
事業所の平面図	1196	0.5	92.0	0.4	7.1
設備・備品等一覧表	936	0.1	77.1	15.0	7.8
利用者の推定数	624	0.0	36.1	56.9	7.1
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	1.9	36.5	55.8	5.8
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1196	2.1	90.6	0.3	7.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	1196	2.1	89.0	1.8	7.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1196	2.2	89.1	1.7	7.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1196	2.3	88.4	2.3	7.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	1196	1.9	33.3	56.7	8.1
運営規程	1196	0.3	92.1	0.6	7.0
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	0.6	69.2	23.0	7.2
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	3.5	89.0	0.4	7.0
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	1.7	51.7	42.3	4.3
従業員の資格証の写し	1092	2.7	74.9	15.0	7.4
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	1092	2.7	31.3	57.6	8.3
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	0.0	61.5	32.7	5.8
協力医療機関との契約書の写し	780	0.1	81.9	9.1	8.8
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	1.9	71.2	20.2	6.7
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	1.8	78.4	12.5	7.2
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	2.3	79.5	11.1	7.0
非常災害対策に関する計画書	156	0.0	28.2	66.7	5.1
事業計画書	1196	1.6	13.8	76.9	7.7
利用契約書	1196	0.1	6.7	83.0	10.2
重要事項説明書	1196	0.0	8.9	81.0	10.0
収支予算書	1196	1.9	12.6	77.7	7.8
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	2.0	73.3	15.6	9.0
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	0.0	17.3	76.0	6.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	0.0	28.8	64.4	6.7
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	1196	4.0	85.3	3.4	7.3
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	0.3	38.1	50.0	11.5
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	0.0	25.0	63.5	11.5

変更届の際に提出を求める範囲としては、いずれの項目においても、「変更があった部分を含めて当該文書一式全て」について提出を求めるとの回答が、「前回提出書類から変更があった部分のみ」提出するとの回答より割合が高かった。

図表 23 提出を求める機会 変更届の際に提出を求める範囲 (行%)

		対象文書の種類 (数)	前回提出書類から変更があった部分のみ (%)	変更があった部分を含めて当該文書一式全て (%)	その他 (%)	無回答 (%)
都道府県	指定申請書、登記関連	1099	24.2	71.0	2.9	0.1
	事業所設備関連	1228	31.0	67.0	0.0	0.0
	管理者等要件	2951	40.8	57.7	0.0	0.0
	利用者状況	278	28.1	59.0	4.0	0.0
	従業者関連	1366	36.2	61.5	0.0	0.0
	体制要件	3378	33.2	62.7	1.3	0.0
	関係機関連携	823	30.4	67.4	0.1	0.0
	サービス特有証明書類	224	30.4	67.4	0.1	0.0
指定都市	指定申請書、登記関連	442	23.8	75.3	0.0	0.0
	事業所設備関連	531	33.9	65.3	0.0	0.0
	管理者等要件	1306	30.4	68.8	0.0	0.0
	利用者状況	91	9.9	85.7	0.0	0.0
	従業者関連	594	37.2	61.4	0.3	0.0
	体制要件	1409	23.2	75.8	0.0	0.0
	関係機関連携	363	22.0	76.0	0.0	0.0
	サービス特有証明書類	71	23.9	73.2	0.0	0.0
中核市	指定申請書、登記関連	1737	24.1	68.7	5.0	1.3
	事業所設備関連	1829	30.6	67.9	0.1	0.0
	管理者等要件	4795	41.0	56.9	0.6	0.0
	利用者状況	447	23.9	72.5	0.2	0.2
	従業者関連	2420	30.3	67.0	1.2	0.0
	体制要件	5537	28.2	68.5	0.9	0.0
	関係機関連携	1329	34.9	62.8	1.2	0.0
	サービス特有証明書類	263	38.4	58.2	0.0	0.0

※図表 19 で「必ず提出」「内容に変更がある場合提出」と回答した文書のみ集計

図表 24 提出を求める機会 変更届の際に提出を求める範囲 都道府県（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	前回提出書類から変更があった部分のみ（％）	変更があった部分を含めて当該文書一式全て（％）	その他（％）	無回答（％）
指定申請書（自治体が表示書式）	405	21.5	67.2	7.9	0.2
登記事項証明書又は条例等	694	25.8	73.2	0.0	0.0
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	92	19.6	76.1	0.0	0.0
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	22	31.8	63.6	0.0	0.0
事業所の平面図	712	31.5	66.6	0.0	0.0
設備・備品等一覧表	516	30.4	67.6	0.0	0.0
利用者の推定数	144	30.6	52.8	7.6	0.0
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	12	33.3	66.7	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	693	36.1	62.8	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	658	42.4	57.0	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	656	41.6	57.8	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	668	41.6	57.6	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	276	44.9	46.7	0.0	0.0
運営規程	712	21.6	77.1	0.0	0.0
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	455	30.8	68.6	0.0	0.0
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	638	27.0	72.3	0.0	0.0
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	134	25.4	65.7	0.0	0.0
従業員の資格証の写し	530	47.4	51.9	0.0	0.0
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	189	36.0	52.4	0.0	0.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	25	24.0	64.0	4.0	0.0
協力医療機関との契約書の写し	468	29.1	69.2	0.0	0.0
相談支援専門員の兼業状況一覧	5	40.0	60.0	0.0	0.0
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	559	30.6	61.0	3.8	0.0
サービスの主たる対象者を特定する理由	568	27.3	68.0	3.7	0.0
非常災害対策に関する計画書	29	17.2	65.5	0.0	0.0
事業計画書	138	30.4	60.9	0.0	0.0
利用契約書	75	45.3	42.7	0.0	0.0
重要事項説明書	88	48.9	45.5	0.0	0.0
収支予算書	91	27.5	65.9	1.1	0.0
関係機関への届け出状況を確認できるもの	325	32.3	65.5	0.0	0.0
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	4	50.0	50.0	0.0	0.0
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	5	60.0	40.0	0.0	0.0
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	663	53.1	44.3	0.0	0.0
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	86	32.6	53.5	0.0	0.0
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	12	33.3	58.3	0.0	0.0

図表 25 提出を求める機会 変更届の際に提出を求める範囲 指定都市（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	前回提出書類から変更があった部分のみ（%）	変更があった部分を含めて当該文書一式全て（%）	その他（%）	無回答（%）
指定申請書（自治体が表示書式）	314	28.1	70.3	0.0	0.0
登記事項証明書又は条例等	29	22.0	77.4	0.0	0.0
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	6	17.2	79.3	0.0	0.0
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	319	50.0	50.0	0.0	0.0
事業所の平面図	212	38.2	61.1	0.0	0.0
設備・備品等一覧表	35	27.4	71.7	0.0	0.0
利用者の推定数	3	11.4	88.6	0.0	0.0
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	317	0.0	100.0	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	303	31.9	67.5	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	300	31.7	67.7	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	298	31.0	68.0	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	88	31.2	67.8	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	318	15.9	83.0	0.0	0.0
運営規程	211	14.8	84.6	0.0	0.0
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	284	22.7	76.3	0.0	0.0
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	56	25.4	73.2	0.7	0.0
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	219	8.9	83.9	0.0	0.0
従業員の資格証の写し	65	51.6	47.0	0.0	0.0
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	8	46.2	53.8	0.0	0.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	186	0.0	100.0	0.0	0.0
協力医療機関との契約書の写し	20	12.4	84.9	0.0	0.0
相談支援専門員の兼業状況一覧	225	15.0	80.0	0.0	0.0
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	257	9.8	90.2	0.0	0.0
サービスの主たる対象者を特定する理由	3	12.8	85.2	0.0	0.0
非常災害対策に関する計画書	36	0.0	100.0	0.0	0.0
事業計画書	10	13.9	83.3	0.0	0.0
利用契約書	14	30.0	70.0	0.0	0.0
重要事項説明書	31	35.7	64.3	0.0	0.0
収支予算書	163	19.4	80.6	0.0	0.0
関係機関への届け出状況を確認できるもの	6	34.4	64.4	0.0	0.0
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	6	50.0	50.0	0.0	0.0
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	304	16.7	83.3	0.0	0.0
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	29	52.0	46.7	0.0	0.0
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	4	31.0	65.5	0.0	0.0
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	314	0.0	100.0	0.0	0.0

図表 26 提出を求める機会 変更届の際に提出を求める範囲 中核市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	前回提出書類から変更があった部分のみ (%)	変更があった部分を含めて当該文書一式全て (%)	その他 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	626	28.1	54.3	13.6	3.5
登記事項証明書又は条例等	1111	21.8	76.8	0.1	0.0
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	87	32.2	66.7	0.0	0.0
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	23	39.1	56.5	0.0	0.0
事業所の平面図	1106	29.8	68.8	0.1	0.0
設備・備品等一覧表	723	31.8	66.5	0.1	0.0
利用者の推定数	225	25.8	70.7	0.0	0.0
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	20	35.0	65.0	0.0	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1108	38.6	59.8	0.2	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	1090	42.7	53.8	2.2	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1092	43.1	55.3	0.2	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1084	42.6	55.8	0.1	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	421	33.0	64.6	0.2	0.0
運営規程	1105	17.2	79.4	2.1	0.0
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	835	22.8	75.6	0.2	0.0
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1107	20.4	78.2	0.0	0.0
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	222	22.1	74.3	0.5	0.5
従業員の資格証の写し	847	41.9	53.2	3.2	0.0
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	372	32.8	65.3	0.3	0.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	32	18.8	78.1	0.0	0.0
協力医療機関との契約書の写し	640	26.7	71.9	0.2	0.0
相談支援専門員の兼業状況一覧	76	28.9	68.4	0.0	0.0
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	960	22.4	75.6	0.6	0.0
サービスの主たる対象者を特定する理由	979	24.2	72.1	0.6	0.0
非常災害対策に関する計画書	44	27.3	70.5	0.0	0.0
事業計画書	184	34.2	60.3	0.5	0.0
利用契約書	81	58.0	38.3	0.0	0.0
重要事項説明書	107	41.1	55.1	0.0	0.0
収支予算書	174	33.9	62.1	1.7	0.0
関係機関への届け出状況を確認できるもの	627	44.2	52.5	2.4	0.0
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	18	44.4	50.0	0.0	0.0
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	30	33.3	66.7	0.0	0.0
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	1068	47.4	48.1	0.7	0.0
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	120	41.7	53.3	0.0	0.0
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	13	53.8	38.5	0.0	0.0

更新申請時に提出を求める資料として、「利用者状況」に関する文書については半数以上が不要との回答をしている一方、「サービス特有証明書類」「指定申請書、登記関連」については、「提出要」とする割合が高かった。

図表 27 提出を求める機会 更新申請時 (行%)

		対象文書の 種類 (数)	提出要 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
都道府県	指定申請書、登記関連	1610	76.6	11.9	11.4
	事業所設備関連	1435	62.7	24.0	13.2
	管理者等要件	4025	58.2	29.6	12.3
	利用者状況	700	40.1	52.6	7.3
	従業者関連	2415	57.8	29.6	12.6
	体制要件	7350	44.4	42.5	13.1
	関係機関連携	1190	48.2	41.9	9.9
	サービス特有証明書類	455	42.2	44.0	13.8
指定都市	指定申請書、登記関連	644	72.8	26.2	0.9
	事業所設備関連	574	45.3	53.8	0.9
	管理者等要件	1610	42.8	56.1	1.1
	利用者状況	280	31.1	68.2	0.7
	従業者関連	966	51.1	47.8	1.0
	体制要件	2940	35.9	62.8	1.3
	関係機関連携	476	40.3	58.2	1.5
	サービス特有証明書類	182	36.3	61.5	2.2
中核市	指定申請書、登記関連	2392	67.3	27.3	5.4
	事業所設備関連	2132	41.5	52.8	5.8
	管理者等要件	5980	43.2	51.2	5.6
	利用者状況	1040	29.6	66.5	3.8
	従業者関連	3588	52.5	41.8	5.7
	体制要件	10920	37.8	56.5	5.7
	関係機関連携	1768	35.1	58.0	6.9
	サービス特有証明書類	676	27.5	54.1	18.3

図表 28 提出を求める機会 更新申請時 都道府県 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	提出要 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	805	87.6	1.0	11.4
登記事項証明書又は条例等	805	65.7	22.9	11.4
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	52.9	38.6	8.6
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	48.6	42.9	8.6
事業所の平面図	805	65.5	23.0	11.6
設備・備品等一覧表	630	59.2	25.4	15.4
利用者の推定数	420	36.7	55.2	8.1
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	40.0	48.6	11.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	805	69.8	18.8	11.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	805	63.6	24.1	12.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	805	63.0	24.7	12.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	805	64.5	23.2	12.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	805	29.9	57.0	13.0
運営規程	805	69.3	19.3	11.4
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	64.3	24.2	11.4
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	85.5	3.1	11.4
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	45.4	48.6	6.1
従業員の資格証の写し	735	63.9	30.9	5.2
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	735	31.0	62.9	6.1
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	60.0	37.1	2.9
協力医療機関との契約書の写し	525	63.2	32.0	4.8
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	7.1	0.0	92.9
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	84.5	3.9	11.7
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	55.3	32.3	12.4
非常災害対策に関する計画書	105	24.8	64.8	10.5
事業計画書	805	28.1	57.5	14.4
利用契約書	805	9.8	75.5	14.7
重要事項説明書	805	10.2	75.2	14.7
収支予算書	805	23.0	62.7	14.3
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	38.4	56.6	5.0
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	5.7	1.4	92.9
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	7.1	1.4	91.4
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	805	57.5	29.2	13.3
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	36.7	43.3	20.0
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	28.6	65.7	5.7

図表 29 提出を求める機会 更新申請時 指定都市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	提出要 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	322	83.5	15.5	0.9
登記事項証明書又は条例等	322	62.1	37.0	0.9
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	35.7	62.5	1.8
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	28.6	71.4	0.0
事業所の平面図	322	45.7	53.4	0.9
設備・備品等一覧表	252	44.8	54.4	0.8
利用者の推定数	168	22.6	76.8	0.6
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	21.4	78.6	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	322	53.4	45.7	0.9
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	322	47.2	51.9	0.9
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	322	48.1	50.9	0.9
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	322	48.1	50.6	1.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	322	17.1	81.4	1.6
運営規程	322	59.3	39.8	0.9
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	62.1	37.0	0.9
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	83.9	15.2	0.9
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	43.8	55.4	0.9
従業員の資格証の写し	294	55.1	44.2	0.7
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	294	13.6	85.7	0.7
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	14.3	85.7	0.0
協力医療機関との契約書の写し	210	50.5	48.1	1.4
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	64.3	32.1	3.6
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	87.3	11.5	1.2
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	45.7	53.1	1.2
非常災害対策に関する計画書	42	0.0	100.0	0.0
事業計画書	322	8.1	90.7	1.2
利用契約書	322	1.6	97.2	1.2
重要事項説明書	322	2.2	96.6	1.2
収支予算書	322	7.8	90.7	1.6
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	35.3	63.8	0.9
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	14.3	78.6	7.1
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	17.9	75.0	7.1
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	322	53.7	44.1	2.2
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	42.9	53.6	3.6
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	21.4	78.6	0.0

図表 30 提出を求める機会 更新申請時 中核市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	提出要 (%)	提出不要 (%)	無回答 (%)
指定申請書 (自治体が表示書式)	1196	88.0	6.6	5.4
登記事項証明書又は条例等	1196	46.5	48.0	5.5
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	25.5	33.7	40.9
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	25.0	69.2	5.8
事業所の平面図	1196	41.8	52.8	5.4
設備・備品等一覧表	936	41.0	52.8	6.2
利用者の推定数	624	24.4	70.8	4.8
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	32.7	65.4	1.9
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1196	52.0	42.5	5.5
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	1196	48.4	46.0	5.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1196	48.9	45.5	5.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1196	48.3	46.2	5.5
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	1196	18.5	75.9	5.6
運営規程	1196	56.5	38.0	5.5
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	39.5	54.8	5.6
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	85.3	9.3	5.4
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	37.5	60.1	2.4
従業員の資格証の写し	1092	51.6	42.5	5.9
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	1092	21.2	72.9	6.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	30.8	67.3	1.9
協力医療機関との契約書の写し	780	40.8	51.7	7.6
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	50.0	46.2	3.8
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	89.2	5.3	5.5
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	44.1	50.3	5.5
非常災害対策に関する計画書	156	13.5	82.7	3.8
事業計画書	1196	16.6	77.8	5.7
利用契約書	1196	6.5	87.3	6.2
重要事項説明書	1196	10.1	83.8	6.1
収支予算書	1196	21.9	72.3	5.8
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	32.9	60.2	6.9
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	16.3	78.8	4.8
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	11.5	83.7	4.8
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	1196	58.7	35.7	5.6
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	29.8	60.6	9.6
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	19.2	71.2	9.6

更新申請時の際に提出を求める範囲としては、以下のとおりである。「変更があった部分を含めて当該文書一式全て」提出するという割合が最も高かった。

図表 31 提出を求める機会 更新申請時の際に提出を求める範囲 (行%)

		対象文書の 種類 (数)	前回提出書類 から変更があ った部分のみ (%)	変更があった 部分を含めて 当該文書一式 全て (%)	その他 (%)
都道府県	指定申請書、登記関連	1099	11.8	91.4	6.8
	事業所設備関連	1228	16.4	49.5	9.2
	管理者等要件	2951	19.5	56.0	5.3
	利用者状況	278	7.2	88.5	5.0
	従業者関連	1366	14.9	85.3	2.8
	体制要件	3378	14.0	76.4	7.3
	関係機関連携	823	16.0	49.1	7.0
	サービス特有証明書類	224	14.3	67.9	4.0
指定都市	指定申請書、登記関連	442	7.0	88.0	8.8
	事業所設備関連	531	8.7	30.1	7.7
	管理者等要件	1306	9.0	32.8	12.9
	利用者状況	91	0.0	90.1	4.4
	従業者関連	594	6.9	72.6	2.4
	体制要件	1409	8.8	59.7	7.5
	関係機関連携	363	8.5	31.4	12.4
	サービス特有証明書類	71	9.9	73.2	8.5
中核市	指定申請書、登記関連	1737	8.1	68.9	15.5
	事業所設備関連	1829	12.9	28.0	10.0
	管理者等要件	4795	10.1	35.4	11.4
	利用者状況	447	6.5	52.8	12.8
	従業者関連	2420	8.8	59.0	10.5
	体制要件	5537	10.6	54.8	10.7
	関係機関連携	1329	11.6	27.6	12.0
	サービス特有証明書類	263	9.9	48.3	15.2

※図表 27 において「必ず提出」「内容に変更がある場合提出」と回答した文書のみ集計

※なお、無回答をのぞき集計しており、また、複数回答している項目もあるため合計は 100 にならない

図表 32 提出を求める機会 更新申請時に提出を求める範囲 都道府県（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	前回提出書類から変更があった部分のみ（％）	変更があった部分を含めて当該文書一式全て（％）	その他（％）
指定申請書（自治体が示す書式）	805	3.7	79.1	0.9
登記事項証明書又は条例等	805	12.4	45.6	8.4
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	5.0	43.6	4.3
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	5.7	42.9	0.0
事業所の平面図	805	14.5	43.2	9.6
設備・備品等一覧表	630	13.5	41.3	5.7
利用者の推定数	420	1.4	32.1	3.3
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	2.9	37.1	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	805	16.4	47.7	6.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経歴証明書	805	16.9	43.6	4.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	805	15.4	44.5	4.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	805	16.9	44.3	4.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	805	6.0	25.1	0.5
運営規程	805	6.2	52.3	8.2
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	12.2	42.5	8.8
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	4.6	79.8	0.6
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	5.0	39.6	0.0
従業員の資格証の写し	735	16.1	45.3	3.8
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	735	6.0	25.2	0.7
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	11.4	40.0	8.6
協力医療機関との契約書の写し	525	16.0	42.3	5.7
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	2.9	4.3	0.0
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	4.6	77.4	0.5
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	9.1	40.4	6.6
非常災害対策に関する計画書	105	5.7	20.0	0.0
事業計画書	805	2.9	24.2	1.5
利用契約書	805	2.9	7.7	0.7
重要事項説明書	805	2.9	10.2	0.7
収支予算書	805	4.2	19.1	1.7
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	7.3	29.6	4.5
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	2.9	2.9	0.0
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	4.3	2.9	0.0
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	805	13.0	44.3	1.6
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	10.0	25.7	1.4
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	2.9	25.7	0.0

図表 33 提出を求める機会 更新申請時の際に提出を求める範囲 指定都市（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	前回提出書類から変更があった部分のみ（％）	変更があった部分を含めて当該文書一式全て（％）	その他（％）
指定申請書（自治体が示す書式）	322	2.2	76.1	0.0
登記事項証明書又は条例等	322	7.5	44.7	12.1
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	12.5	19.6	5.4
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	0.0	28.6	0.0
事業所の平面図	322	8.4	28.3	6.5
設備・備品等一覧表	252	7.5	27.4	7.9
利用者の推定数	168	0.0	19.6	2.4
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	0.0	21.4	0.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	322	11.5	30.7	12.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経歴証明書	322	7.5	27.6	12.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	322	8.4	29.2	12.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	322	7.1	30.1	12.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	322	2.2	15.2	1.9
運営規程	322	6.8	41.6	10.6
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	9.9	39.4	12.7
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	2.8	75.2	0.3
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	0.0	43.8	0.0
従業員の資格証の写し	294	9.9	43.5	3.7
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	294	1.0	13.9	0.7
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	0.0	14.3	0.0
協力医療機関との契約書の写し	210	8.6	28.1	13.3
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	0.0	57.1	0.0
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	4.7	77.3	0.0
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	7.1	34.5	4.0
非常災害対策に関する計画書	42	0.0	0.0	0.0
事業計画書	322	0.6	9.6	0.0
利用契約書	322	0.0	3.7	0.3
重要事項説明書	322	0.3	4.0	0.0
収支予算書	322	0.3	9.0	0.3
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	5.8	21.4	7.6
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	0.0	14.3	0.0
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	0.0	17.9	0.0
事業に係る介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項	322	8.7	41.9	5.0
（共生型のみ）母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	0.0	38.1	2.4
（共生型のみ）関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	0.0	14.3	7.1

図表 34 提出を求める機会 更新申請時に提出を求める範囲 中核市（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	前回提出書類から変更があった部分のみ（％）	変更があった部分を含めて当該文書一式全て（％）	その他（％）
指定申請書（自治体が示す書式）	1196	1.7	75.9	9.3
登記事項証明書又は条例等	1196	10.0	24.2	13.3
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	6.3	15.4	6.3
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	5.8	9.6	11.5
事業所の平面図	1196	11.7	24.2	8.9
設備・備品等一覧表	936	10.3	23.9	8.1
利用者の推定数	624	2.9	18.4	5.0
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	1.9	21.2	9.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1196	10.5	33.4	11.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経歴証明書	1196	9.6	30.7	11.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1196	8.6	34.2	9.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1196	8.4	33.9	8.9
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	1196	3.3	9.6	5.8
運営規程	1196	10.5	34.8	12.4
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	7.9	27.7	6.9
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	3.2	71.6	8.0
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	2.6	29.1	6.3
従業員の資格証の写し	1092	11.5	33.5	9.3
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	1092	3.8	13.8	4.7
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	7.7	15.4	9.6
協力医療機関との契約書の写し	780	9.4	24.1	10.5
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	6.7	41.3	2.9
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	3.2	74.4	9.5
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	8.5	29.3	9.7
非常災害対策に関する計画書	156	3.8	7.7	3.8
事業計画書	1196	2.2	12.5	0.8
利用契約書	1196	1.8	4.8	0.3
重要事項説明書	1196	1.9	6.2	2.2
収支予算書	1196	2.5	18.6	0.8
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	8.9	19.6	8.4
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	1.9	12.5	2.9
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	2.9	7.7	2.9
事業に係る介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項	1196	10.2	44.2	6.6
（共生型のみ）母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	2.6	23.1	4.2
（共生型のみ）関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	1.9	13.5	5.8

併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時について、全体として無回答が多かったものの、無回答ではない文書については、「指定申請書、登記関連」、「事業所設備関連」、「関係機関連携」について、「まとめて1通の提出を求める」との回答がおおよそ半数を超えていた。一方、「利用者状況」については、「サービスごとに提出を求める書類」の割合が高かった。

図表 35 提出を求める機会 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時
(行%)

		対象文書の種類 (数)	サービスごとに提出を求める書類 (%)	まとめて1通のみ提出を求める書類 (%)	無回答 (%)
都道府県	指定申請書、登記関連	1610	27.0	58.3	14.7
	事業所設備関連	1435	31.4	52.6	16.0
	管理者等要件	4025	27.4	47.2	25.4
	利用者状況	700	34.9	14.4	50.7
	従業者関連	2415	33.8	32.5	33.7
	体制要件	7350	30.3	35.5	34.3
	関係機関連携	1190	27.6	50.8	21.6
	サービス特有証明書類	455	27.7	37.6	34.7
指定都市	指定申請書、登記関連	644	26.9	68.8	4.3
	事業所設備関連	574	24.0	69.5	6.4
	管理者等要件	1610	24.0	57.8	18.1
	利用者状況	280	39.6	14.6	45.7
	従業者関連	966	34.2	38.7	27.1
	体制要件	2940	27.4	45.5	27.1
	関係機関連携	476	23.3	62.6	14.1
	サービス特有証明書類	182	24.7	45.6	29.7
中核市	指定申請書、登記関連	2392	21.3	68.4	10.3
	事業所設備関連	2132	24.6	63.1	12.3
	管理者等要件	5980	19.7	61.8	18.5
	利用者状況	1040	29.1	25.2	45.7
	従業者関連	3588	26.9	49.4	23.7
	体制要件	10920	23.1	49.8	27.1
	関係機関連携	1768	16.5	62.4	21.0
	サービス特有証明書類	676	14.8	43.3	41.9

図表 36 提出を求める機会 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時 都道府県（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	サービスごとに提出を求める書類（%）	まとめて1通のみ提出を求める書類（%）	無回答（%）
指定申請書（自治体が表示書式）	805	31.2	54.3	14.5
登記事項証明書又は条例等	805	22.9	62.4	14.8
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	30.0	43.6	26.4
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	37.1	25.7	37.1
事業所の平面図	805	31.8	53.5	14.7
設備・備品等一覧表	630	31.0	51.4	17.6
利用者の推定数	420	31.9	17.1	51.0
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	22.9	25.7	51.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	805	32.7	52.5	14.8
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	805	30.2	52.2	17.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	805	28.6	53.3	18.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	805	31.9	51.4	16.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	805	13.7	26.6	59.8
運営規程	805	43.4	41.9	14.8
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	30.1	54.9	15.0
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	57.4	28.0	14.7
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	39.3	10.4	50.4
従業者の資格証の写し	735	31.3	51.7	17.0
従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	735	15.8	24.2	60.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	42.9	37.1	20.0
協力医療機関との契約書の写し	525	31.0	56.8	12.2
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	5.7	1.4	92.9
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	30.1	55.0	14.9
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	31.4	46.1	22.5
非常災害対策に関する計画書	105	21.9	21.9	56.2
事業計画書	805	29.8	36.9	33.3
利用契約書	805	14.5	10.3	75.2
重要事項説明書	805	15.0	11.6	73.4
収支予算書	805	34.3	31.2	34.5
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	26.1	52.1	21.8
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	5.7	1.4	92.9
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	7.1	1.4	91.4
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	805	44.8	33.0	22.1
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	26.2	39.0	34.8
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	22.9	28.6	48.6

図表 37 提出を求める機会 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時 指定都市（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	サービスごとに提出を求める書類（%）	まとめて1通のみ提出を求める書類（%）	無回答（%）
指定申請書（自治体が表示書式）	322	29.2	66.5	4.3
登記事項証明書又は条例等	322	24.5	71.1	4.3
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	23.2	44.6	32.1
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	28.6	21.4	50.0
事業所の平面図	322	23.9	71.7	4.3
設備・備品等一覧表	252	24.2	66.7	9.1
利用者の推定数	168	41.1	17.3	41.7
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	42.9	21.4	35.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	322	29.2	66.5	4.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	322	26.4	65.8	7.8
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	322	27.3	64.6	8.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	322	27.3	61.5	11.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	322	9.9	30.7	59.3
運営規程	322	44.7	50.9	4.3
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	26.1	69.3	4.7
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	62.1	33.2	4.7
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	37.5	10.7	51.8
従業者の資格証の写し	294	30.3	55.8	13.9
従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	294	12.2	26.5	61.2
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	35.7	21.4	42.9
協力医療機関との契約書の写し	210	27.6	66.7	5.7
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	14.3	57.1	28.6
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	26.4	68.3	5.3
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	38.2	53.4	8.4
非常災害対策に関する計画書	42	2.4	11.9	85.7
事業計画書	322	23.6	53.1	23.3
利用契約書	322	6.2	10.6	83.2
重要事項説明書	322	7.5	9.6	82.9
収支予算書	322	25.8	56.8	17.4
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	19.2	66.1	14.7
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	3.6	32.1	64.3
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	17.9	25.0	57.1
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	322	51.6	41.6	6.8
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	22.6	58.3	19.0
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	21.4	21.4	57.1

図表 38 提出を求める機会 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時 中核市（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	サービスごとに提出を求める書類（％）	まとめて1通のみ提出を求める書類（％）	無回答（％）
指定申請書（自治体が表示書式）	1196	31.2	59.4	9.4
登記事項証明書又は条例等	1196	11.5	77.3	11.2
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	11.5	38.0	50.5
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	11.5	40.4	48.1
事業所の平面図	1196	23.4	65.3	11.3
設備・備品等一覧表	936	26.2	60.3	13.6
利用者の推定数	624	28.5	23.6	47.9
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	19.2	36.5	44.2
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1196	23.1	65.8	11.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	1196	21.2	66.7	12.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1196	21.2	66.7	12.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1196	21.7	66.3	12.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	1196	11.2	43.6	45.2
運営規程	1196	34.4	55.6	10.0
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	25.2	63.5	11.3
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	46.5	43.6	9.9
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	30.0	27.6	42.3
従業者の資格証の写し	1092	23.4	62.5	14.1
従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	1092	11.3	43.8	45.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	17.3	46.2	36.5
協力医療機関との契約書の写し	780	18.8	67.3	13.8
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	21.2	53.8	25.0
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	24.4	67.6	7.9
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	27.6	58.9	13.5
非常災害対策に関する計画書	156	7.1	35.3	57.7
事業計画書	1196	19.4	57.4	23.2
利用契約書	1196	8.2	20.7	71.1
重要事項説明書	1196	9.9	22.8	67.2
収支予算書	1196	23.4	50.5	26.1
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	14.4	63.0	22.6
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	6.7	34.6	58.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	15.4	29.8	54.8
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	1196	37.2	52.8	9.9
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	17.0	49.7	33.3
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	13.5	36.5	50.0

イ. 簡素化の検討⁵状況

次に文書ごとの簡素化の検討状況について集計した。

変更届時の文書を見ると、文書全体のうち、おおよそ2割弱が検討されていた。ただし、そのうちのほとんどが「簡素化できなかった書類」であった。更新申請時、併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時のいずれにおいても同様の傾向であった。

図表 39 変更届時 簡素化を検討した結果 (行%)

		対象文書の 種類 (数)	不要とした 書類 (%) (1)	不要とできな かった書類 (%) (2)	検討した文書 の割合 (%) (1)+(2)
都道府県	指定申請書、登記関連	1610	0.0	15.1	15.1
	事業所設備関連	1435	0.0	15.1	15.1
	管理者等要件	4025	0.0	14.8	14.8
	利用者状況	700	0.6	10.6	11.1
	従業者関連	2415	1.7	12.8	14.5
	体制要件	7350	1.4	11.6	13.0
	関係機関連携	1190	0.2	14.6	14.8
指定都市	サービス特有証明書類	644	0.0	14.3	14.3
	指定申請書、登記関連	574	0.0	14.1	14.1
	事業所設備関連	1610	0.0	12.8	12.8
	管理者等要件	280	0.4	6.1	6.4
	利用者状況	966	0.0	11.5	11.5
	従業者関連	2940	0.0	7.8	7.8
	体制要件	476	0.0	12.4	12.4
	関係機関連携	182	0.0	10.4	10.4
中核市	サービス特有証明書類	2392	1.8	14.6	16.3
	指定申請書、登記関連	2132	1.9	17.2	19.0
	事業所設備関連	5980	2.9	15.5	18.4
	管理者等要件	1040	2.7	8.9	11.6
	利用者状況	3588	3.3	12.2	15.4
	従業者関連	10920	2.5	11.3	13.9
	体制要件	1768	2.2	15.4	17.6
	関係機関連携	676	1.9	8.0	9.9

※100%から「検討した文書の割合」を減じた割合が「検討していない文書の割合」と解釈できる。

⁵ 文書単位で集計をしているが、自治体により検討状況にばらつきが大きい。そのため、後述する自治体単位での集計結果も参照のこと。

図表 40 変更届時 簡素化を検討した結果 都道府県 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	不要とした書類 (%) (1)	不要とできなかった書類 (%) (2)	検討した文書の割合 (%) (1)+(2)
指定申請書 (自治体が表示書式)	805	0.0	14.5	14.5
登記事項証明書又は条例等	805	0.0	15.7	15.7
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	0.0	12.1	12.1
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	0.0	8.6	8.6
事業所の平面図	805	0.0	15.4	15.4
設備・備品等一覧表	630	0.0	14.6	14.6
利用者の推定数	420	1.0	9.3	10.2
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	0.0	8.6	8.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	805	0.0	15.5	15.5
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	805	0.0	15.3	15.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	805	0.0	15.3	15.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	805	0.0	15.4	15.4
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	805	0.1	12.5	12.7
運営規程	805	0.0	15.4	15.4
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	0.0	14.5	14.5
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	0.0	15.4	15.4
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	0.0	12.5	12.5
従業員の資格証の写し	735	2.2	14.0	16.2
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	735	3.3	10.2	13.5
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	0.0	14.3	14.3
協力医療機関との契約書の写し	525	0.4	15.4	15.8
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	0.0	5.7	5.7
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	2.0	13.3	15.3
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	1.1	12.8	13.9
非常災害対策に関する計画書	105	0.0	10.5	10.5
事業計画書	805	2.1	9.4	11.6
利用契約書	805	2.7	7.3	10.1
重要事項説明書	805	2.7	7.2	9.9
収支予算書	805	2.2	9.2	11.4
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	0.0	15.0	15.0
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	0.0	5.7	5.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	0.0	5.7	5.7
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	805	0.0	15.0	15.0
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	0.0	10.0	10.0
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	0.0	5.7	5.7

図表 41 変更届時 簡素化を検討した結果 指定都市（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	不要とした書類（%） （1）	不要とできなかった書類（%） （2）	検討した文書の割合（%） （1）+（2）
指定申請書（自治体が表示書式）	322	0.0	14.3	14.3
登記事項証明書又は条例等	322	0.0	14.3	14.3
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	0.0	10.7	10.7
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	0.0	14.3	14.3
事業所の平面図	322	0.0	14.3	14.3
設備・備品等一覧表	252	0.0	13.9	13.9
利用者の推定数	168	0.6	6.0	6.5
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	0.0	14.3	14.3
管理者およびサービス提供（管理）責任者の経歴書	322	0.0	14.3	14.3
管理者およびサービス提供（管理）責任者の実務経験証明書	322	0.0	14.3	14.3
管理者およびサービス提供（管理）責任者の研修修了証の写し	322	0.0	14.3	14.3
管理者およびサービス提供（管理）責任者の資格証の写し	322	0.0	14.3	14.3
管理者およびサービス提供（管理）責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	322	0.0	6.8	6.8
運営規程	322	0.0	14.3	14.3
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	0.0	8.7	8.7
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	0.0	14.3	14.3
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	0.0	6.3	6.3
従業者の資格証の写し	294	0.0	14.3	14.3
従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	294	0.0	6.5	6.5
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	0.0	7.1	7.1
協力医療機関との契約書の写し	210	0.0	13.8	13.8
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	0.0	14.3	14.3
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	0.0	14.3	14.3
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	0.0	14.3	14.3
非常災害対策に関する計画書	42	0.0	0.0	0.0
事業計画書	322	0.0	2.8	2.8
利用契約書	322	0.0	0.0	0.0
重要事項説明書	322	0.0	0.0	0.0
収支予算書	322	0.0	2.5	2.5
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	0.0	12.9	12.9
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	0.0	0.0	0.0
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	0.0	0.0	0.0
事業に係る介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項	322	0.0	14.3	14.3
（共生型のみ）母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	0.0	10.7	10.7
（共生型のみ）関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	0.0	0.0	0.0

図表 42 変更届時 簡素化を検討した結果 中核市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	不要とした書類 (%) (1)	不要とできなかった書類 (%) (2)	検討した文書の割合 (%) (1)+(2)
指定申請書 (自治体が表示書式)	1196	1.7	11.0	12.6
登記事項証明書又は条例等	1196	1.8	18.2	20.1
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	1.0	9.1	10.1
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	1.9	9.6	11.5
事業所の平面図	1196	1.8	18.1	20.0
設備・備品等一覧表	936	1.9	15.9	17.8
利用者の推定数	624	2.9	6.9	9.8
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	3.8	7.7	11.5
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1196	1.8	18.2	20.1
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	1196	1.9	17.9	19.8
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1196	1.9	17.9	19.8
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1196	2.3	17.6	20.0
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	1196	6.7	5.9	12.5
運営規程	1196	2.3	17.6	19.9
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	1.8	17.4	19.2
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	1.8	18.2	20.1
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	2.4	12.0	14.4
従業員の資格証の写し	1092	2.3	11.9	14.2
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	1092	5.5	6.5	12.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	1.9	13.5	15.4
協力医療機関との契約書の写し	780	1.9	17.2	19.1
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	3.8	13.5	17.3
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	0.3	19.6	19.9
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	2.0	15.5	17.5
非常災害対策に関する計画書	156	5.1	4.5	9.6
事業計画書	1196	2.8	5.8	8.6
利用契約書	1196	5.3	1.2	6.4
重要事項説明書	1196	5.1	1.3	6.4
収支予算書	1196	2.3	6.1	8.4
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	1.9	15.3	17.2
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	6.7	2.9	9.6
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	6.7	3.8	10.6
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	1196	0.7	18.5	19.1
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	1.6	7.7	9.3
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	5.8	3.8	9.6

図表 43 更新申請時 簡素化を検討した結果 (行%)

		対象文書の 種類 (数)	不要とした 書類 (%) (1)	不要とできな かった書類 (%) (2)	検討した文書 の割合 (%) (1)+(2)
都道府県	指定申請書、登記関連	1610	0.0	13.9	13.9
	事業所設備関連	1435	0.0	14.3	14.3
	管理者等要件	4025	0.1	11.6	11.8
	利用者状況	700	0.0	10.7	10.7
	従業者関連	2415	0.2	12.6	12.8
	体制要件	7350	0.8	9.8	10.6
	関係機関連携	1190	0.2	10.4	10.6
指定都市	サービス特有証明書類	644	1.6	16.5	18.0
	指定申請書、登記関連	574	4.7	15.0	19.7
	事業所設備関連	1610	4.3	13.4	17.6
	管理者等要件	280	0.7	7.1	7.9
	利用者状況	966	1.9	12.7	14.6
	従業者関連	2940	1.6	8.4	10.0
	体制要件	476	1.9	15.1	17.0
関係機関連携	182	2.2	11.5	13.7	
中核市	サービス特有証明書類	2392	4.2	8.6	12.8
	指定申請書、登記関連	2132	7.7	4.2	11.9
	事業所設備関連	5980	7.5	6.0	13.5
	管理者等要件	1040	3.5	6.5	10.0
	利用者状況	3588	6.1	8.5	14.6
	従業者関連	10920	5.2	6.1	11.3
	体制要件	1768	6.8	4.6	11.4
関係機関連携	676	3.8	4.0	7.8	

※100%から「検討した文書の割合」を減じた割合が「検討していない文書の割合」と解釈できる。

図表 44 更新申請時 簡素化を検討した結果 都道府県（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	不要とした書類（％） （1）	不要とできなかった書類（％） （2）	検討した文書の割合（％） （1）+（2）
指定申請書（自治体が表示書式）	805	0.0	15.4	15.4
登記事項証明書又は条例等	805	0.0	12.3	12.3
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	0.0	12.9	12.9
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	0.0	8.6	8.6
事業所の平面図	805	0.0	14.9	14.9
設備・備品等一覧表	630	0.0	13.5	13.5
利用者の推定数	420	0.0	9.8	9.8
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	0.0	8.6	8.6
管理者およびサービス提供（管理）責任者の経歴書	805	0.0	12.7	12.7
管理者およびサービス提供（管理）責任者の実務経験証明書	805	0.0	11.6	11.6
管理者およびサービス提供（管理）責任者の研修修了証の写し	805	0.0	11.6	11.6
管理者およびサービス提供（管理）責任者の資格証の写し	805	0.0	11.6	11.6
管理者およびサービス提供（管理）責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	805	0.7	10.8	11.6
運営規程	805	0.0	12.3	12.3
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	0.0	12.3	12.3
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	0.0	15.4	15.4
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	0.0	12.1	12.1
従業者の資格証の写し	735	0.0	12.2	12.2
従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	735	0.8	11.2	12.0
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	0.0	8.6	8.6
協力医療機関との契約書の写し	525	0.4	12.2	12.6
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	0.0	5.7	5.7
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	0.0	14.9	14.9
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	0.2	9.8	10.1
非常災害対策に関する計画書	105	0.0	9.5	9.5
事業計画書	805	2.4	8.0	10.3
利用契約書	805	0.1	8.3	8.4
重要事項説明書	805	0.0	7.3	7.3
収支予算書	805	4.3	6.1	10.4
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	0.0	9.5	9.5
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	0.0	5.7	5.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	0.0	5.7	5.7
事業に係る介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項	805	0.0	9.3	9.3
（共生型のみ）母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	0.0	6.2	6.2
（共生型のみ）関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	2.9	2.9	5.7

図表 45 更新申請時 簡素化を検討した結果 指定都市（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	不要とした書類（%） (1)	不要とできなかった書類（%） (2)	検討した文書の割合（%） (1)+(2)
指定申請書（自治体が表示書式）	322	0.0	18.0	18.0
登記事項証明書又は条例等	322	3.1	14.9	18.0
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	1.8	10.7	12.5
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	0.0	21.4	21.4
事業所の平面図	322	4.0	15.5	19.6
設備・備品等一覧表	252	5.6	14.3	19.8
利用者の推定数	168	1.2	6.0	7.1
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	0.0	14.3	14.3
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	322	4.7	14.9	19.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	322	4.7	14.9	19.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	322	4.7	14.9	19.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	322	4.7	14.9	19.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	322	2.8	7.1	9.9
運営規程	322	0.9	17.1	18.0
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	3.1	14.9	18.0
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	0.3	16.5	16.8
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	0.0	8.9	8.9
従業者の資格証の写し	294	4.4	15.0	19.4
従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	294	1.4	7.5	8.8
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	0.0	14.3	14.3
協力医療機関との契約書の写し	210	4.3	14.3	18.6
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	0.0	14.3	14.3
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	0.0	17.7	17.7
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	2.5	15.5	18.0
非常災害対策に関する計画書	42	0.0	0.0	0.0
事業計画書	322	1.6	0.3	1.9
利用契約書	322	1.6	0.0	1.6
重要事項説明書	322	1.6	0.0	1.6
収支予算書	322	1.6	0.3	1.9
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	0.0	17.9	17.9
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	0.0	0.0	0.0
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	0.0	0.0	0.0
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	322	1.6	11.2	12.7
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	2.4	10.7	13.1
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	7.1	7.1	14.3

図表 46 更新申請時 簡素化を検討した結果 中核市 (行%)

文書名	対象文書の種類 (数)	不要とした書類 (%) (1)	不要とできなかった書類 (%) (2)	検討した文書の割合 (%) (1)+(2)
指定申請書 (自治体が表示書式)	1196	1.6	12.9	14.5
登記事項証明書又は条例等	1196	6.8	4.3	11.0
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	3.4	3.8	7.2
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	5.8	1.9	7.7
事業所の平面図	1196	7.2	4.2	11.4
設備・備品等一覧表	936	8.3	4.2	12.5
利用者の推定数	624	3.7	4.3	8.0
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	1.9	7.7	9.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	1196	5.5	7.2	12.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	1196	7.2	7.3	14.5
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	1196	7.2	7.4	14.5
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	1196	7.4	7.3	14.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書等)	1196	10.3	0.9	11.2
運営規程	1196	5.5	8.8	14.3
利用者 (入所者) 又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	8.4	4.5	12.9
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	4.4	16.8	21.2
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	3.1	9.9	13.0
従業員の資格証の写し	1092	6.6	6.5	13.1
従業員の勤務実態がわかる資料 (雇用契約書の写し等)	1092	7.2	2.1	9.3
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	5.8	1.9	7.7
協力医療機関との契約書の写し	780	6.7	4.1	10.8
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	5.8	8.7	14.4
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	0.5	20.3	20.8
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	5.2	2.4	7.6
非常災害対策に関する計画書	156	5.1	3.2	8.3
事業計画書	1196	7.1	3.9	11.0
利用契約書	1196	5.4	0.5	5.9
重要事項説明書	1196	5.4	0.4	5.8
収支予算書	1196	4.9	4.2	9.1
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	6.7	5.9	12.6
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	8.7	0.0	8.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	8.7	0.0	8.7
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	1196	4.7	10.3	15.0
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	3.8	3.8	7.7
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	5.8	3.8	9.6

図表 47 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時 簡素化を検討した結果
(行%)

		対象文書の 種類 (数)	不要とした書 類 (%) (1)	不要とできな かった書類 (%) (2)	検討した文書 の割合 (%) (1)+(2)
都道府県	指定申請書、登記関連	1610	0.0	13.7	13.7
	事業所設備関連	1435	0.0	13.7	13.7
	管理者等要件	4025	0.0	13.2	13.2
	利用者状況	700	0.0	11.4	11.4
	従業者関連	2415	0.0	12.8	12.8
	体制要件	7350	0.3	12.1	12.4
	関係機関連携	1190	0.2	13.6	13.8
指定都市	サービス特有証明書類	644	0.0	11.3	11.3
	指定申請書、登記関連	574	0.0	11.1	11.1
	事業所設備関連	1610	0.0	13.8	13.8
	管理者等要件	280	0.4	6.4	6.8
	利用者状況	966	0.0	13.6	13.6
	従業者関連	2940	0.0	9.9	9.9
	体制要件	476	0.0	10.9	10.9
関係機関連携	182	0.0	7.7	7.7	
中核市	サービス特有証明書類	2392	1.5	11.8	13.3
	指定申請書、登記関連	2132	1.5	11.2	12.7
	事業所設備関連	5980	2.0	9.7	11.7
	管理者等要件	1040	2.3	5.1	7.4
	利用者状況	3588	2.6	8.6	11.1
	従業者関連	10920	2.0	9.4	11.4
	体制要件	1768	1.9	10.1	12.0
関係機関連携	676	1.5	6.8	8.3	

※100%から「検討した文書の割合」を減じた割合が「検討していない文書の割合」と解釈できる。

図表 48 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時 簡素化を検討した結果 都道府県（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	不要とした書類（%） （1）	不要とできなかった書類（%） （2）	検討した書類の割合（%） （1）+（2）
指定申請書（自治体が表示書式）	805	0.0	13.8	13.8
登記事項証明書又は条例等	805	0.0	13.7	13.7
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	140	0.0	13.6	13.6
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	35	0.0	8.6	8.6
事業所の平面図	805	0.0	13.8	13.8
設備・備品等一覧表	630	0.0	13.7	13.7
利用者の推定数	420	0.0	11.2	11.2
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	35	0.0	8.6	8.6
管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書	805	0.0	13.8	13.8
管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書	805	0.0	13.7	13.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し	805	0.0	13.7	13.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し	805	0.0	13.7	13.7
管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	805	0.0	11.1	11.1
運営規程	805	0.0	13.7	13.7
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	805	0.0	13.7	13.7
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	805	0.0	13.8	13.8
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	280	0.0	11.8	11.8
従業員の資格証の写し	735	0.0	14.4	14.4
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	735	0.0	11.4	11.4
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	35	0.0	14.3	14.3
協力医療機関との契約書の写し	525	0.4	13.9	14.3
相談支援専門員の兼業状況一覧	70	0.0	5.7	5.7
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	805	0.0	13.8	13.8
サービスの主たる対象者を特定する理由	805	0.2	12.5	12.8
非常災害対策に関する計画書	105	0.0	9.5	9.5
事業計画書	805	1.4	11.8	13.2
利用契約書	805	0.0	9.3	9.3
重要事項説明書	805	0.0	9.1	9.1
収支予算書	805	1.4	11.8	13.2
関係機関への届け出状況を確認できるもの	560	0.0	14.3	14.3
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	70	0.0	5.7	5.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	70	0.0	5.7	5.7
事業に係る介護給付費(訓練等給付費)の請求に関する事項	805	0.0	13.4	13.4
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	210	0.0	11.4	11.4
(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	35	0.0	5.7	5.7

図表 49 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時 簡素化を検討した結果 指定都市（行%）

文書名	対象文書の種類（数）	不要とした書類（%） （1）	不要とできなかった書類（%） （2）	検討した書類の割合（%） （1）+（2）
指定申請書（自治体が表示書式）	322	0.0	9.3	9.3
登記事項証明書又は条例等	322	0.0	13.4	13.4
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	56	0.0	7.1	7.1
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	14	0.0	14.3	14.3
事業所の平面図	322	0.0	9.3	9.3
設備・備品等一覧表	252	0.0	13.5	13.5
利用者の推定数	168	0.6	6.0	6.5
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	14	0.0	14.3	14.3
管理者およびサービス提供（管理）責任者の経歴書	322	0.0	14.0	14.0
管理者およびサービス提供（管理）責任者の実務経験証明書	322	0.0	14.0	14.0
管理者およびサービス提供（管理）責任者の研修修了証の写し	322	0.0	14.0	14.0
管理者およびサービス提供（管理）責任者の資格証の写し	322	0.0	14.0	14.0
管理者およびサービス提供（管理）責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	322	0.0	13.0	13.0
運営規程	322	0.0	14.0	14.0
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	322	0.0	14.0	14.0
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	322	0.0	14.0	14.0
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	112	0.0	7.1	7.1
従業者の資格証の写し	294	0.0	14.3	14.3
従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	294	0.0	13.6	13.6
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	14	0.0	14.3	14.3
協力医療機関との契約書の写し	210	0.0	14.3	14.3
相談支援専門員の兼業状況一覧	28	0.0	10.7	10.7
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	322	0.0	14.0	14.0
サービスの主たる対象者を特定する理由	322	0.0	14.0	14.0
非常災害対策に関する計画書	42	0.0	2.4	2.4
事業計画書	322	0.0	11.8	11.8
利用契約書	322	0.0	0.3	0.3
重要事項説明書	322	0.0	0.0	0.0
収支予算書	322	0.0	8.7	8.7
関係機関への届け出状況を確認できるもの	224	0.0	8.5	8.5
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	28	0.0	3.6	3.6
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	28	0.0	3.6	3.6
事業に係る介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項	322	0.0	13.7	13.7
（共生型のみ）母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	84	0.0	7.1	7.1
（共生型のみ）関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	14	0.0	0.0	0.0

図表 50 併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所の申請時 簡素化を検討した結果 中核市（行％）

文書名	対象文書の種類（数）	不要とした書類（％） （1）	不要とできなかった書類（％） （2）	検討した文書の割合（％） （1）+（2）
指定申請書（自治体が表示書式）	1196	1.2	12.5	13.7
登記事項証明書又は条例等	1196	1.8	11.0	12.8
医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	208	0.5	5.3	5.8
申請者の指定障害福祉サービス事業者等の別提供している指定障害福祉サービス	52	1.9	5.8	7.7
事業所の平面図	1196	1.6	11.3	12.9
設備・備品等一覧表	936	1.5	11.0	12.5
利用者の推定数	624	1.8	5.1	6.9
指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書	52	1.9	7.7	9.6
管理者およびサービス提供（管理）責任者の経歴書	1196	1.5	11.3	12.8
管理者およびサービス提供（管理）責任者の実務経験証明書	1196	1.4	11.1	12.5
管理者およびサービス提供（管理）責任者の研修修了証の写し	1196	1.4	11.1	12.5
管理者およびサービス提供（管理）責任者の資格証の写し	1196	1.6	11.0	12.6
管理者およびサービス提供（管理）責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	1196	4.2	3.8	8.0
運営規程	1196	1.5	12.6	14.1
利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	1196	1.6	11.2	12.8
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1196	1.7	12.5	14.1
前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	416	3.1	5.0	8.2
従業員の資格証の写し	1092	1.7	9.7	11.4
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	1092	4.2	3.8	8.1
受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	52	3.8	7.7	11.5
協力医療機関との契約書の写し	780	1.7	10.9	12.6
相談支援専門員の兼業状況一覧	104	2.9	6.7	9.6
法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書	1196	1.0	13.1	14.1
サービスの主たる対象者を特定する理由	1196	1.6	10.7	12.3
非常災害対策に関する計画書	156	3.2	5.1	8.3
事業計画書	1196	1.8	11.3	13.0
利用契約書	1196	4.5	2.1	6.6
重要事項説明書	1196	4.3	2.1	6.4
収支予算書	1196	1.6	9.6	11.2
関係機関への届け出状況を確認できるもの	832	1.8	9.9	11.7
研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	104	3.8	2.9	6.7
医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	104	3.8	6.7	10.6
事業に係る介護給付費（訓練等給付費）の請求に関する事項	1196	0.2	12.5	12.6
（共生型のみ）母体となるサービスの指定を受けることを確認できるもの	312	1.9	7.7	9.6
（共生型のみ）関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	52	1.9	7.7	9.6

(3) ヒアリング調査概要

ヒアリング調査は前出の質問紙調査に回答した自治体に対し、質問紙調査の調査項目をより深掘する目的で実施した。ヒアリング調査概要及び調査結果について下記に記載する。

①調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目についてヒアリング調査を実施した。

図表 51 調査項目

- ✓ 文書削減が可能と考えた具体的な文書の例
- ✓ 文書削減等の検討をした経緯（時期、検討方法 等）
- ✓ 文書削減等に対応できた理由
- ✓ 文書削減等に対応できなかった理由
- ✓ 文書削減等をした効果（行政、民間事業所）
- ✓ 文書削減等の今後の検討方針
- ✓ 文書削減等について国に求めたいこと

②調査対象

検討委員会等での検討結果を踏まえ、更新申請時または変更届時に文書の簡素化を幅広く実施しており、かつ簡素化を実施している自治体を調査対象候補とした。

なお、調査対象の抽出に当たっては、質問紙調査からランダムに抽出した。

③調査方法

図表 51 の調査項目について、事前に調査対象自治体に送付し、可能な限り事前に確認をいただいた。調査は、調査事務局が web 会議または電話で聞き取りを行った。また、必要により、メールにて文書で回答してもらった。

(4) ヒアリング調査結果

①文書削減等の現状

文書削減が可能と考えた具体的な文書と文書削減等を検討した経緯は以下のとおりである。新規指定申請時に提出を受けており、指定更新時に判断する上で直接判断する必要がないものなどを削減対象となっていることが確認できた。

また、削減をした経緯については、他県の状況を見て判断、DX や IT 推進部署からの指摘等を踏まえた、施行規則で削除できる書類の見直しを検討した、との回答があった。

図表 52 回答結果

	文書削減が可能と考えた具体的な文書	文書削減等を検討した経緯
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 新規指定時に提出を受けており、変更届による変更内容に対して、直接の関係がないもの。(事業計画書、利用誓約書、重要事項説明書等) 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な時期や検討方法は不明。そのため、文書削減(提出不要)とした書類について、「文書削減を目的に議論検討のうえ決定した」整理とできる根拠はない。ただ、他県における取扱いと大きく異なることがないよう、他県がHP等で示している提出書類の一覧表等も参考に検討した結果と推察。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 新規指定時に提出を受けており、指定更新の判断材料としては、直接の関係がないもの。(事業計画書、収支予算書) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉部署から積極的に削減を進めるといふよりは、DX推進やIT化担当部署からの指摘で検討を始めることが多い。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験経歴書について、印鑑の削除を行った。 	<p>【更新申請時の文書削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月に、指定更新申請にあたり、新規指定申請時と変更がない事項についても文書を求めることは事業所等における書類作成や自治体における審査の観点からも非効率な業務が発生していることから、障害者総合支援法施行規則の規定により書類の提出を省略できるもののうち、内容の変更がないものについて指定更新申請時に不要な書類を精査し、省略できるよう見直しを実施したもの <p>【押印廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全庁的な「市に提出される申請書等の押印廃止の判断基準」の改定に伴い、段階的に実施 令和2年10月(記名押印又は自署へ変更) 令和3年4月(「記名押印又は自署」を見直し、記名での提出を原則とする)
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 新規申請時の書類で削減したものはないが、様式の修正などの工夫を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度ごろより、事業所及び行政側の負担軽減の観点から、課内で文書削減について意見交換が進められてきた。 担当者の人事異動のタイミングで、特に更新申請書類を中心に削減が進められた。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 更新申請書類は新規申請時の書類で確認できる書類は出さなくてもよいとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 役員名簿については、別にとっている暴力団排除に関する誓約書に署名して提出してもらうことで削除できると判断した。

②文書削減等に対応できた理由、できなかった理由

文書削減等に対応できた理由、できなかった理由としては以下の回答が得られた。できた理由は、施行規則等に省略可能との記載があることが根拠となったとの回答があった。できなかった理由としては、同じ県内の自治体との調整ができていないこと、行政処分が必要な時に根拠を残しておきたいこと、過去の不正があった経緯があったことなどがあげられた。

図表 53 回答結果

	できた理由とできなかった理由
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討するにあたっての、現状の整理及び検討に係る時間の確保ができていないため。本県は県内を3圏域に分け、各圏域に県の出先機関（地方局）を設置。各地方局において各エリアにおける新規事業所の申請審査及び事業所指導を行っている。そのため、文書削減の検討を行ううえでは、各局での現状の取扱や状況を整理すると同時に、中核市とも提出書類の方針を検討する必要があるが、具体的に全体的な文書削減にかかる協議の場を設けたうえでの取扱いの整理には至っていない。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当県の会計で請求書の押印を省略する場合に、請求書の発行責任者、作成担当者2名の連絡先を書けば押印省略できるという規定があり、それに準拠する形で対応した。 ・ 見直しの検討を行ったが、不正があった場合などで行政処分をする際に根拠を示さないといけないため、その根拠となる書類は確保しておきたいと考えている。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上も可能であったため削減できたものの、次の理由で削減できなかった。 【更新申請時の文書削減】要件等を確認する必要があるため
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則に省略可能と記載があるものを削除した。 ・ 一方、大きく2つの独自書類（建築確認書と役員等の市税滞納状況の確認資料）があり、その作成にそれが手間がかかるとの声が事業所からあがっている。 ・ 営利法人の個人の税金滞納状況を提出させる理由としては、過去、事業所の倒産事例があり個人資産の状況を把握する必要があると市が判断したためである。なお、いずれの書類も、更新申請時には提出を省略している。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に更新申請時については、新規申請時に提出してもらっているものは、大幅に削減した。 ・ 申請書類を簡易にしまうと、自事業所で考えて出してほしいのに中身がわからず出してきってしまう事業所も多い。そのため、申請時にどういったことを考えてほしいかを理解してほしいという意味も込めて申請資料は減らさないほうがよいと考えている。 ・ 近年では、新規申請時半数程度の事業者が行政書士に代筆してもらい申請書を提出してきているようである。行政書士が記入するときにはできるが、実施事業者は中身がわからないということもある。

③文書削減等をした効果（行政、民間事業所）

文書削減の効果は主に事務量が減ったことをあげられた。また、新規申請の書類と比べ、変更届や更新申請ではすでに提出されている文書の作成を省略（あるいは既存の提出文書で代用する）という対応がなされているところが多かった。そのため、事業所にとっても、変更時、更新時の負荷が減少していることが推察される。

図表 54 回答結果

A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な課題があり、その課題を解決するために文書削減を検討のうえ取扱いを定めたのか、その経緯が不明のため、削減の効果は不明。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から削減要請はない 事務の時間は減ったと思う
C 自治体	<p>【更新申請時の文書削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政 審査に要する時間の短縮、台帳保管スペースの削減 民間事業所 書類作成時間の短縮 <p>【押印廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政 不備書類について、メールでの受領が可能となることによる（受領までに要する）時間の短縮 民間事業所 押印のための内部決裁が不要となることによる書類作成時間の短縮、メールで提出した場合は、郵送や持参に要する費用の削減
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 事業所および行政のどちらも更新申請時の準備が減った 原本提出が必要なものは現物を提出してもらっているが、それ以外で、メールで提出必要のものはメール提出してもらっている。 対面を原則として、ヒアリングも行っている。最近では、電話対応も可としている。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 役員名簿が減ったことで、警察に役員の暴力団等の照会が減った程度。

④ 文書削減等の今後の検討方針

文書削減等の今後の検討方針は、未定との回答であった。DX等の全庁的な動きと合わせて動くとの意見、現行で特に課題がないので変えないで進めていきたいとの意見があった。

図表 55 回答結果

A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 未定
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 未定 DX推進室が今後できることから、そこから言われて動き出すことは考えられる。現在も押印廃止などは全庁的に言われており、それを契機に今回押印廃止となった。原本証明も不要とした。 ただし、現在、決裁を紙で行っており、そこが変わらないと進まないのではないかと考えている。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 未定
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 未定
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 未定

	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、必要性を感じていない。 ・指定申請時には事業者と最低1回(平均2回程度)事前ヒアリングなどを行い、指定すべきかどうかの審査を行っている。面談を通じて書類の書き方なども指導している。 ・このスタイルは今後も変えないで進めていきたい。
--	--

⑦文書削減等について国に求めたいこと

必要書類の一覧表(標準例)の作成、提示してほしいとの提案や、標準様式、電子申請に絡めた標準システムが今後どのように構築されているかを確認したいとの意見があげられた。

図表 56 回答結果

A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請等における提出必要書類の一覧表等を各自治体が作成しているが、報酬改定等、新しいサービスや取扱いが示された場合の一覧作成に相当の時間を要する。そのため、国において、統一的な必要書類の一覧表(標準例)を例示いただいたうえで、提出(重複提出)が不要な書類の具体例、不要とする考え方(自治体の裁量指針)をお示しいただきたい。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請ができる環境整備(標準システムの構築) ・押印申請については特になし
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請について、今後どうなるか考えを聞きたい。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書類は当県などの様式を参考に作成しており、特に不便はない。そのため、国等で参考様式などはむしろ出さないでほしい。 ・国に求めたいことは特になし ・事業所からの削減要望も特になし。

(5) まとめ

以上の質問紙調査およびヒアリング調査結果を踏まえ、障害福祉サービス等の指定申請の手続きについて、各自治体の取組状況の把握を踏まえた標準化について検討した。本章では、検討委員会での検討結果も含めて、調査結果を取りまとめた。

- ・新規申請に関して、対象文書の種類（数）が100を超えている文書で、「提出不要」とする割合が、都道府県、指定都市、中核市のいずれにおいても、50%を超えている文書は、「前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票」、「非常災害対策に関する計画書」、「利用契約書」、重要事項説明書」であった。
- ・更新申請に関して、同様に文書を抽出すると、「利用者の推定数」、「管理者およびサービス提供(管理)責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）」、「従業者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）」、「非常災害対策に関する計画書」、「利用契約書」、「重要事項説明書」、「収支予算書」、「関係機関への届け出状況を確認できるもの」であった。
- ・変更届時に関して、「対象文書の種類（数）」が100件を超えている文書で、「必ず提出」とする割合が、都道府県、指定都市、中核市のいずれにおいても、50%を超えている文書はなかった。すなわち、ほとんどの文章で「内容に変更がある場合提出」「提出不要」とする割合が大きいといえる。ただし、「指定申請書（自治体を示す文書）」については、「必ず提出」とする割合いずれの都道府県等においても10%を超えており、自治体により提出に関する判断が分かれているようであった。
- ・併設事業所、複数サービス指定を受ける事業所に関して、「対象文書の種類（数）」が100を超えている文書で、「まとめて1通のみ提出」とする割合が、都道府県、指定都市、中核市のいずれにおいても、50%を超えている文書は、「指定申請書（自治体を示す書式）」、「登記事項証明書又は条例等」、「事業所の平面図」、「設備・備品等一覧表」、「管理者およびサービス提供(管理)責任者の経歴書」、「管理者およびサービス提供(管理)責任者の実務経験証明書」、「管理者およびサービス提供(管理)責任者の研修修了証の写し、管理者およびサービス提供(管理)責任者の資格証の写し」、「利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」、「従業者の資格証の写し」、「協力医療機関との契約書の写し」、「法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書/児童福祉法第21条の5の15に係る誓約書」、「関係機関への届け出状況を確認できるもの」であった。
- ・以上の結果を踏まえると、自治体により提出が必要、不要とする判断がさまざまであることが確認された。
- ・また、新規申請に比べ、変更届の時は変更があった部分のみ提出するというのが文書全体の傾向であった。また、更新申請時については、提出が必要とする文書の提出を求める割合が減っている。自治体へのヒアリングからも、必要な書類が新規申請で提出され

ていれば、重複して提出する必要がないとのことであった。

- ・全体として、新規申請時と比較して、変更届時、更新申請時には必要により提出文書の削減が行われているとの現状であった。

3. 計画相談支援（障害児相談支援）調査

本章では、計画相談支援（障害児相談支援）に関するモニタリング頻度状況を把握するために実施した質問紙調査について記載する。

（1）質問紙調査概要

調査項目及び調査票の回収状況について記載する。

①調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目について質問紙調査を実施した。なお、詳細な調査内容は資料2を参照のこと。

図表 57 調査項目（計画相談調査）

ア. 自治体概要 (放デイ調査と同じ内容)	<ul style="list-style-type: none">・担当者連絡先に関する情報・自治体の基本情報（自治体名、自治体コード、人口）・自治体の支給決定等状況（令和3年9月1日現在）<ul style="list-style-type: none">-障害者数（手帳所持者数）-支給決定者数（障害福祉サービス及び一般相談支援）-サービス等利用計画およびセルフプランの作成数
イ. 計画相談支援及び障害児相談支援におけるモニタリング頻度の状況	<ul style="list-style-type: none">・モニタリング頻度 ※内訳ごとに人数を記載 全てのサービス 標準期間3月のサービス 標準期間6月のサービス・モニタリング頻度を決定する際の勘案事項・モニタリング頻度を決定する際の独自基準・モニタリング頻度の見直しにつながる取組

②回収状況

調査票の回収状況は次のとおりである。

図表 58 回収率（計画相談調査）⁶

調査対象自治体	1741自治体
回答者	有効回答数 858自治体
有効回答率	有効回答率 49.3%

⁶ 放デイ調査と同時に実施したため、回収率は放デイ調査と同じ。

(2) 質問紙調査集計結果

検討委員会の中で、計画相談支援および障害児相談支援のモニタリング頻度に影響を与える要素として、人口規模やセルフプラン率が影響を与えているのではないかとの指摘がなされた。前者の人口規模については、人口が多い自治体ほど個別に勘案することが難しくなるのではないかとの指摘があり、後者は、セルフプラン率が有効期間等に影響を与えているのではないかとの指摘であった。以上の指摘を踏まえ、人口規模別に回答傾向を分析し、必要によりセルフプラン率の割合にもとづいて分析を進めることとした。

①回答自治体概要

回答自治体を人口規模別にみると国勢調査結果の分布とおおよそ同じであり、人口規模別の分析を進めることに問題はないと考えられる。また、自治体区分別の回答状況は以下のとおりである。

図表 59 人口規模別回答数

	本調査結果		国勢調査より ⁷
	件数	構成比	%
1万人未満	198	23.1	30.8
1万人以上3万人未満	224	26.1	26.0
3万人以上5万人未満	123	14.3	13.9
5万人以上10万人未満	122	14.2	14.0
10万人以上30万人未満	127	14.8	11.0
30万人以上	62	7.2	4.3
不明	2	0.2	-
合計	858	100.0	100.0

図表 60 自治体区分別回答数

	本調査結果		国勢調査より		回収率
	件数	構成比	自治体数	構成比	
指定都市	13	1.5	20	1.1	65.0
特別区	18	2.1	23	1.3	78.3
中核市	49	5.7	62	3.6	79.0
一般市	390	45.5	710	40.8	54.9
町	327	38.1	743	42.7	44.0
村	59	6.9	183	10.5	32.2
不明	2	0.2	-	-	-
合計	858	100.0	1741	100.0	49.3

⁷ 令和2年度国勢調査結果より1718自治体に対する分布

②セルフプラン率⁸

人口規模別に支給決定者数に占めるセルフプランの割合について集計をした。全体では、総合支援法対象のセルフプラン率の割合が0%（セルフプランのケースがない）割合が40.9%であり、人口規模が小さいほど、0%の割合が大きくなる傾向を示した。児童福祉法対象のセルフプラン率の割合は0%とする自治体は57.6%であり、人口が小さいほど0%の割合が大きくなる傾向を示した。

図表 61 セルフプラン率（総合支援法対象）

	0%	0%超 5%未 満	5%以 上10% 未満	10%以 上20% 未満	20%以 上	無回答	計	件数
1万人未満	63.1	15.7	7.1	6.1	3.5	4.5	100.0	198
1万人以上3万人未満	52.2	31.7	4.5	4.9	4.0	2.7	100.0	224
3万人以上5万人未満	43.9	36.6	8.9	7.3	3.3	0.0	100.0	123
5万人以上10万人未満	28.7	45.1	4.9	9.0	12.3	0.0	100.0	122
10万人以上30万人未満	14.2	37.8	11.0	14.2	21.3	1.6	100.0	127
30万人以上	3.2	25.8	12.9	14.5	41.9	1.6	100.0	62
不明	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	2
合計	40.9	31.0	7.3	8.2	10.3	2.3	100.0	858

図表 62 セルフプラン率（児童福祉法対象）

	0%	0%超 5%未 満	5%以 上 10% 未満	10% 以上 20% 未満	20% 以上 50% 未満	50% 以上	無回 答	計	件数
1万人未満	78.3	3.5	3.0	3.0	3.0	6.6	2.5	100.0	198
1万人以上3万人未満	72.3	9.8	1.8	3.6	5.4	4.5	2.7	100.0	224
3万人以上5万人未満	59.3	19.5	2.4	4.1	8.1	5.7	0.8	100.0	123
5万人以上10万人未満	45.1	23.0	2.5	2.5	15.6	11.5	0.0	100.0	122
10万人以上30万人未満	33.1	18.1	5.5	5.5	15.0	22.8	0.0	100.0	127
30万人以上	11.3	19.4	1.6	4.8	24.2	33.9	4.8	100.0	62
不明	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	2
合計	57.6	13.5	2.8	3.7	9.4	11.0	2.0	100.0	858

8 算出式は以下のとおり。単位はいずれも%。

$$\text{セルフプラン率(総合支援法対象)} = \frac{\text{セルフプランの利用者数(総合支援法分)}}{\text{障害福祉サービス及び一般相談支援支給決定者数}}$$

$$\text{セルフプラン率(児童福祉法対象)} = \frac{\text{セルフプランの利用者数(児童福祉法分)}}{\text{障害児通所支援支給決定者数}}$$

③計画相談支援及び障害児相談支援モニタリング頻度

令和3年4月1日時点の各自治体のモニタリング頻度決定状況について、期間別および障害福祉サービス別に実数で回答した結果を集計した⁹。調査票ではモニタリング頻度についてモニタリング頻度ごとに1か月単位で支給決定している件数を確認しているが、本集計では自治体単位での傾向を読み取ることを目的としていることから、サービスごとに定められているモニタリング頻度の標準期間を基準として、その結果を「標準期間より短い」、「標準期間どおり」、「標準期間より長い」のいずれに該当するかに基づき再集計し、さらに、その各自治体の対象件数のうち、半数を超えているのは、その3択のいずれかを確認して集計を行った。

集計イメージ (A自治体の回答結果をもとに集計方法を解説します)

- ・自治体より以下の回答が返ってきたと仮定する (対象件数は100件と仮定します。)

	1か月毎	2か月毎	3か月毎	4か月毎	～
就労定着支援を支給決定している者	20	15	65	0	～

- ・次に、モニタリング頻度の標準期間を基準として、「標準期間より短い」、「標準期間どおり」、「標準期間より長い」の割合を算出します。
- ・なお、就労定着支援はモニタリング頻度の標準期間が3か月ですので、3か月毎との回答は「標準期間どおり」と設定して再集計します。また、対象件数に対する割合も算出します。

	標準期間より短い	標準期間どおり	標準期間より長い
就労定着支援を支給決定している者	35	65	0
%	35.0%	65.0%	0.0%

- ・この結果を見るとA市は標準期間どおりの割合が65%であることから、「標準期間どおり」の自治体としてカウントします。

なお、集計の際は、対象件数が0の自治体、いずれも空欄で無回答の自治体は集計対象外とした。そのため、「標準期間より短い」、「標準期間どおり」、「標準期間より長い」をすべて足しても合計が100%にならない場合がある。

⁹ 複数サービスを利用している場合はそれぞれの項目ごとにカウントした。
なお、具体的な設問は資料1調査票の間6を参照のこと。

ア. 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間3か月のサービス）

モニタリング頻度の標準期間が3か月のサービスについて、自治体の支給決定状況の傾向をみると、「居宅介護」「行動援護」「同行援護」「短期入所」「就労移行支援」「自立訓練」については、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合が50%を超えた。また、「就労定着支援」「自立生活援助」「日中サービス支援型共同生活援助」「重度訪問介護」については、標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が50%を超えた。なお、標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合で50%を超える項目はなかったが、「居宅介護」「行動援護」「同行援護」「短期入所」「就労移行支援」「自立訓練支援」といった項目で20%を超えている。

図表 63 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間が3か月のサービスの場合）

	対象件数に占める以下のケースが半数を超える自治体の割合			集計対象自治体
	標準期間より短いケースが半数を超える自治体	標準期間どおりのケースが半数を超える自治体	標準期間より長いケースが半数を超える自治体	
就労定着支援の支給決定をしている者	65.8	19.8	7.9	658
自立生活援助の支給決定をしている者	93.1	5.1	0.5	583
日中サービス支援型共同生活援助の支給決定をしている者	64.6	12.2	17.4	460
居宅介護の支給決定をしている者	0.4	67.8	27.7	740
行動援護の支給決定をしている者	2.9	55.8	33.2	455
同行援護の支給決定をしている者	2.2	63.7	27.3	557
重度訪問介護の支給決定をしている者	50.2	25.3	12.6	546
短期入所の支給決定をしている者	0.1	54.7	41.9	719
就労移行支援の支給決定をしている者	0.8	70.2	21.5	610
自立訓練支援の支給決定をしている者	2.3	65.3	21.7	571

イ. 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間6か月のサービス 生活介護）

モニタリング頻度の標準期間が6か月のサービスのうち生活介護について、自治体の支給決定状況の傾向をみると、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合は低く、標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が50%を超えた。一方、標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合も36.5%であった。

次に、生活介護と併給されているサービスについて、自治体の支給決定状況の傾向をみると、「短期入所」、「訪問系サービス」については、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合と標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合が高い。一方、「自立生活援助」は標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が95.6%であった。また、「日中サービス支援型共同生活援助」については、標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が最も高いものの、標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合も29.4%であった。

図表 64 自治体の傾向（モニタリング頻度標準期間6か月のサービス 生活介護）

	標準期間	対象件数に占める以下のケースが半数を超える自治体の割合			集計対象自治体
		標準期間より短いケースが半数を超える自治体	標準期間どおりのケースが半数を超える自治体	標準期間より長いケースが半数を超える自治体	
生活介護の支給決定をしている者	6	51.2	4.6	36.5	635
うち短期入所の支給決定もしている者	3	2.1	44.8	46.7	705
うち訪問系サービス ¹⁰ の支給決定もしている者	3	3.5	53.3	36.3	630
うち自立生活援助の支給決定もしている者	3	95.6	1.9	1.4	366
うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定もしている者	3	52.4	11.4	29.4	361

ウ. 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間6か月のサービス 就労継続支援 A型、就労継続支援 B型）

モニタリング頻度の標準期間が6か月のサービスのうち就労継続支援 A型、B型について、自治体の支給決定状況の傾向をみると、就労継続支援 A型は標準期間よ

¹⁰ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護を指す 以降同じ

り短いケースが半数を超える自治体の割合が高く、就労継続支援 B 型は標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合が高かった。

次に、就労継続支援 A 型、B 型と併給されているサービスについて、自治体の支給決定状況の傾向をみると、いずれのサービスでも、「短期入所」、「訪問系サービス」については、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合と標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合が高く、就労継続支援 A 型と併給されている「自立生活援助」、は標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が 94.7%であった。また、就労継続支援 B 型と併給されているサービスについて、「日中サービス支援型共同生活援助」との併給の場合は、標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が最も高いものの、標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合も 37.8%であった。

図表 65 自治体の傾向（モニタリング頻度標準期間 6 か月のサービス 就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）

	標準期間	対象件数に占める以下のケースが半数を超える自治体の割合			集計対象自治体
		標準期間より短いケースが半数を超える自治体	標準期間どおりのケースが半数を超える自治体	標準期間より長いケースが半数を超える自治体	
就労継続支援 A 型の支給決定をしている者	6	72.6	16.5	5.3	587
うち短期入所の支給決定もしている者	3	1.9	47.0	41.4	266
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	6.0	58.1	29.1	351
うち自立生活援助の支給決定もしている者	3	94.7	1.6	2.5	244
うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定もしている者	3	28.9	7.0	57.0	114
就労継続支援 B 型の支給決定をしている者	6	7.2	89.0	2.2	781
うち短期入所の支給決定もしている者	3	0.0	47.2	49.4	654
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	0.2	59.9	34.2	608
うち自立生活援助の支給決定もしている者	3	93.4	3.9	1.8	437
うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定もしている者	3	49.3	7.6	37.8	288

エ. 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間6か月のサービス 共同生活援助¹¹⁾）

モニタリング頻度の標準期間が6か月のサービスのうち共同生活援助について、自治体の支給決定状況の傾向をみると、共同生活援助は標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合が高かった。

次に、共同生活援助と併給されているサービスについて、自治体の支給決定状況の傾向をみると、「短期入所」、「訪問系サービス」のいずれにおいても、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合と標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合が高い。

図表 66 自治体の傾向（モニタリング頻度標準期間6か月のサービス 共同生活援助）

	標準期間	対象件数に占める以下のケースが半数を超える自治体の割合			集計対象自治体
		標準期間より短いケースが半数を超える自治体	標準期間どおりのケースが半数を超える自治体	標準期間より長いケースが半数を超える自治体	
共同生活援助の支給決定をしている者	6	14.4	73.9	7.1	723
うち短期入所の支給決定もしている者	3	2.9	43.0	44.8	344
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	3.9	44.9	43.1	492

オ. 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間6か月のサービス 地域移行支援、地域定着支援）

モニタリング頻度の標準期間が6か月のサービスのうち地域移行支援、地域定着支援について、自治体の支給決定状況の傾向をみると、いずれのサービスにおいても標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が50%を超えた。また、地域定着支援においては、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合も35.6%であった。

次に、地域定着支援と併給されているサービスについて、自治体の支給決定状況の傾向をみると、「短期入所」については、標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が70.7%であった。また、「訪問系サービス」については標準期間

¹¹ 日中サービス支援型共同生活援助を除く

どおりのケースが半数を超える自治体の割合が 53.0%であった。

図表 67 自治体の傾向（モニタリング頻度標準期間 6 か月のサービス 地域移行支援、地域定着支援）

	標準期間	対象件数に占める以下のケースが半数を超える自治体の割合			集計対象自治体
		標準期間より短いケースが半数を超える自治体	標準期間どおりのケースが半数を超える自治体	標準期間より長いケースが半数を超える自治体	
地域移行支援の支給決定をしている者	6	97.7	1.4	0.6	345
地域定着支援の支給決定もしている者	6	56.4	35.6	2.5	163
うち短期入所の支給決定もしている者	3	70.7	17.8	4.5	157
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	24.7	53.0	10.2	166

カ. 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間 6 か月のサービス 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

モニタリング頻度の標準期間が 6 か月のサービスのうち児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について、自治体の支給決定状況の傾向をみると、「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」については、標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が 50%を超えた。一方、「居宅訪問型児童発達支援」は、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合が 90.7%であった。「放課後等デイサービス」は標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が 48.4%であるものの、標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合も 27.9%であった。

次に、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援と併給されているサービスについて、自治体の支給決定状況の傾向をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスの場合は「短期入所」「訪問系サービス」のいずれも、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体、標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合が高い傾向にある。一方、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、「短期入所」「訪問系サービス」のいずれも、標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が高いものの、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体、標準期間より長いケースが半数を超える自治体が一定数あった。

図表 68 自治体の傾向（モニタリング頻度標準期間6か月のサービス 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）

	標準期間	対象件数に占める以下のケースが半数を超える自治体の割合			集計対象自治体
		標準期間より短いケースが半数を超える自治体	標準期間どおりのケースが半数を超える自治体	標準期間より長いケースが半数を超える自治体	
児童発達支援の支給決定をしている者	6	64.4	26.9	3.9	621
うち短期入所の支給決定もしている者	3	18.0	43.7	30.5	167
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	21.8	31.9	39.5	248
居宅訪問型児童発達支援の支給決定もしている者	6	8.3	90.7	0.0	756
うち短期入所の支給決定もしている者	3	34.5	37.9	20.7	58
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	46.9	28.1	23.4	64
放課後等デイサービスの支給決定をしている者	6	48.4	17.4	27.9	287
うち短期入所の支給決定もしている者	3	0.6	43.9	50.4	355
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	0.2	34.5	60.3	519
保育所等訪問支援の支給決定をしている者	6	88.4	3.0	7.2	362
うち短期入所の支給決定もしている者	3	46.4	21.0	26.1	138
うち訪問系サービスの支給決定もしている者	3	41.0	18.0	35.5	200

キ. 自治体の傾向（モニタリング頻度の標準期間6か月のサービス 障害者支援施設、療養介護、重度障害者等包括支援）

モニタリング頻度の標準期間が6か月のサービスのうち障害者支援施設、療養介護、重度障害者等包括支援について、自治体の支給決定状況の傾向について確認した。

「障害者支援施設」については、標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合が55.7%であった。「療養介護」についても標準期間より長いケースが半数を超える自治体の割合が最も高く84.3%であった。一方、「重度障害者等包括支援」については、標準期間どおりのケースが半数を超える自治体の割合が86.8%と最も高かった。

次に、障害者支援施設、療養介護と併給されている地域移行支援について、自治体の支給決定状況の傾向をみると、いずれも標準期間より短いケースが半数を超える自治体の割合が高くなっている。

図表 69 自治体の傾向（モニタリング頻度標準期間6か月のサービス 障害者支援施設、療養介護、重度障害者等包括支援）

	標準期間	対象件数に占める以下のケースが半数を超える自治体の割合			集計対象自治体
		標準期間より短いケースが半数を超える自治体	標準期間どおりのケースが半数を超える自治体	標準期間より長いケースが半数を超える自治体	
障害者支援施設 ¹² の支給決定をしている者	6	26.7	10.9	55.7	431
うち地域移行支援の支給決定もしている者	6	52.9	41.4	0.0	87
療養介護の支給決定もしている者	6	10.5	2.4	84.3	248
うち地域移行支援の支給決定もしている者	6	89.4	9.2	0.7	141
重度障害者等包括支援の支給決定をしている者	6	12.5	86.8	0.0	728

¹² 国立のぞみの園を含む

④モニタリング頻度決定の際の勘案事項および決定過程での実施事項

各自治体においてモニタリング頻度を決定する際、勘案する事項や決定過程で実施していることについて確認をすると、「サービス等利用計画による提案どおり（申請どおり）担当者が判断」が75.9%と最も大きく、次いで「相談支援専門員による聴取」が69.7%と大きかった。

人口規模別にみると、人口10万人以上の自治体では、「サービス等利用計画による提案どおり（申請どおり）担当者が判断」よりも、「相談支援専門員による聴取」が若干大きい割合となっていることが確認できた。

その他欄の自由記述に記載があった内容を整理すると、「国の示す標準期間に従って決定する」といった内容の記載が29自治体にあった。また、「自治体が定める基準に沿って判断する」との記載が10自治体あった。具体的には、「新規は1か月、6か月、12か月、継続は6か月、12か月と決めている」、「新規サービス導入の際は毎月、他サービスは標準期間にもとづく」、「一律、6か月ごと」などといった記載があった。

特に特徴的な記載としては、「要対協ケースや虐待対応ケース等、個々の事情を勘案し、頻度を増やすことがある」といった記載や「生活状況・サービス利用等が安定しているかどうか」といったことを勘案しているといった記載がみられた。

図表 70 モニタリング頻度決定の際の勘案事項及び決定過程での実施事項（複数回答）人口規模別

	利用者等に訪問、面接による確認	相談支援専門員による聴取	課内会議等の町内の会議で協議	サービス等利用計画による提案どおり（申請どおり）担当者が判断	モニタリング頻度を含め障害支援区分認定審査会で協議	その他	件数
1万人未満	27.3	59.1	8.6	67.7	2.5	3.5	198
1万人以上3万人未満	23.2	72.8	8.9	75.4	0.0	4.0	224
3万人以上5万人未満	13.8	69.9	11.4	83.7	1.6	9.8	123
5万人以上10万人未満	18.0	68.9	17.2	82.0	0.0	12.3	122
10万人以上30万人未満	22.0	81.1	21.3	80.3	0.8	7.9	127
30万人以上	35.5	69.4	24.2	67.7	0.0	14.5	62
不明	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	2
合計	22.7	69.7	13.3	75.9	0.9	7.2	858

図表 71 モニタリング頻度決定の際の勘案事項及び決定過程での実施事項（複数回答）
セルフプラン率（障害者）別

	利用者等に訪問、面接による確認	相談支援専門員による聴取	課内会議等の町内の会議で協議	サービス等利用計画による提案どおり（申請どおり）担当者が判断	モニタリング頻度を含め障害支援区分認定審査会で協議	その他	件数
0%	21.4	67.0	10.8	74.1	1.4	5.1	351
1.0%超 5%未満	20.3	70.7	12.8	78.2	0.4	8.6	266
2.5%以上 10%未満	25.4	76.2	22.2	77.8	1.6	14.3	63
3.10%以上 20%未満	27.1	67.1	12.9	80.0	0.0	5.7	70
4.20%以上	31.8	73.9	19.3	73.9	0.0	9.1	88
不明	15.0	75.0	10.0	65.0	5.0	0.0	20
合計	22.7	69.7	13.3	75.9	0.9	7.2	858

⑤モニタリング頻度を決定する際の独自基準

各自治体においてモニタリング頻度を決定する際の独自基準を確認すると、「有」の回答が4.2%であり、ほとんどの自治体で独自基準はないとの回答であった。

人口規模別にみると、人口が大きい自治体ほど「有」との回答割合が大きくなる傾向が確認できた。

図表 72 モニタリング頻度を決定する際の独自基準の有無 人口規模別

	有	無	無回答	計	件数
1万人未満	0.5	98.0	1.5	100.0	198
1万人以上 3万人未満	3.6	95.5	0.9	100.0	224
3万人以上 5万人未満	4.1	95.1	0.8	100.0	123
5万人以上 10万人未満	4.9	95.1	0.0	100.0	122
10万人以上 30万人未満	7.9	90.6	1.6	100.0	127
30万人以上	9.7	87.1	3.2	100.0	62
不明	0.0	100.0	0.0	100.0	2
合計	4.2	94.6	1.2	100.0	858

モニタリング頻度を決定する際の独自基準が「有」と回答した自治体に対し、その具体的な内容について確認すると、次のような結果であった。「有」と回答しているところは、その多くが「本人、家族等の状況に基づく基準」との回答が多かった。その他では、「自治体独自の基準を定めている」、「一律に期間を定めている」といった回答が多かった。

図表 73 モニタリング頻度を決定する際の独自基準（その他への自由記述内容）

	件数	主な自由記述内容
障害支援区分に基づく基準	1	-
障害種別や程度（手帳の等級等）に基づく基準	0	-
障害特性（強度行動障害、医ケア等）に基づく基準	5	・強度行動障害児者、医療的ケア児を支援する専門職との連携が必要
本人、家族等の状況（上記以外、触法、虐待等の特別な事情）に基づく基準	13	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯、単身生活への意向の検討 ・ネグレクトや虐待の状況、要対協ケース ・生活習慣の改善や安定的利用の課題 ・複数サービス利用の場合等 ・医療観察法対象 ・ご近所とトラブルを起こした等特別な事情 ・毎月状態の変わる等の状況 ・各関係機関と連絡調整が頻回に必要な時 ・本人や家族の状況 ・施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援が必要な方等 ・新規で障害福祉サービス等を新たに利用する場合 ・生活環境が大きく変わる場合等 ・不登校の児童
その他	23	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体独自のガイドライン、取り決めに基づく ・利用サービスを問わず、3か月を推奨 ・一律6か月としている ・サービスの種類により一律標準期間を設定 ・標準期間と違う場合は相談支援専門員に理由書を求める

⑥モニタリング頻度を見直す際に活用している場

各自治体においてモニタリング頻度を見直す際に確認している場の有無を確認すると、「有」との回答が11.0%であった。

人口規模別に大きな違いはないものの、5万人を境に「有」が10%を超えていることが確認できた。

図表 74 モニタリング頻度を見直す際に活用している場の有無

	有	無	無回答	計	件数
1 万人未満	6.6	90.9	2.5	100.0	198
1 万人以上 3 万人未満	9.4	88.8	1.8	100.0	224
3 万人以上 5 万人未満	5.7	91.1	3.3	100.0	123
5 万人以上 10 万人未満	19.7	80.3	0.0	100.0	122
10 万人以上 30 万人未満	15.7	80.3	3.9	100.0	127
30 万人以上	11.3	85.5	3.2	100.0	62
不明	100.0	0.0	0.0	100.0	2
合計	11.0	86.7	2.3	100.0	858

モニタリング頻度を決定する際の独自基準が「有」と回答した自治体に対し、その具体的な内容について確認すると、「相談支援事業所との連絡会等の開催」が 52.1%と最も割合が大きく、次いで「課内等庁内での検討会等の開催(随時・臨時)」が 51.1%と大きかった。

その他欄の自由記述に記載があった内容を整理すると、「ケース検討会議」、「サービ担当国会議(ケア会議)」などの場とする記載が 8 自治体からあった。また、「相談支援事業所との協議の場」とする記載も 9 自治体であった。その他、庁内での検討会等とする回答が 4 自治体であった。

図表 75 モニタリング頻度を見直す際に活用している場の具体的な内容(複数回答)

	課内等庁内での検討会等の開催(随時・定期)	モニタリング頻度を含む相談支援を検証するための場(第 6 期障害福祉計画基本指針に関わるもの)	相談支援事業所との連絡会等の開催	(自立支援)協議会に設置した検討の場	障害支援区分認定審査会	その他	件数
1 万人未満	30.8	15.4	84.6	7.7	7.7	7.7	13
1 万人以上 3 万人未満	42.9	9.5	42.9	14.3	0.0	42.9	21
3 万人以上 5 万人未満	42.9	0.0	114.3	0.0	0.0	14.3	7
5 万人以上 10 万人未満	66.7	0.0	41.7	8.3	0.0	16.7	24
10 万人以上 30 万人未満	50.0	10.0	35.0	5.0	0.0	25.0	20
30 万人以上	85.7	0.0	42.9	0.0	0.0	14.3	7
不明	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	2
合計	51.1	7.4	52.1	7.4	1.1	22.3	94

(3) まとめ

以上の質問紙調査結果を踏まえ、障害福祉サービス等のモニタリング頻度について、次のとおり、とりまとめた。

- ・モニタリング頻度の標準期間に対し、短いケースが半数を超える自治体、標準どおりのケースが半数を超える自治体、長いケースが半数を超える自治体と障害福祉サービス等により様々な違いがあることが確認できた。
- ・また、モニタリング頻度の決定については、相談支援専門員やサービス等利用計画の情報が収集され自治体の判断材料になっているとの回答割合が高かった。
- ・モニタリング期間を設定する際に独自基準を設定している自治体はほとんどなかった。ただし、自治体の人口規模により違いがみられた。

4. 放課後等デイサービス調査

本章では、放課後等デイサービスに関する支給決定状況を把握するために実施した質問紙調査、ヒアリング調査結果について記載する。

(1) 質問紙調査概要

調査項目及び調査票の回収状況について記載する。

① 調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目について質問紙調査を実施した。なお、詳細な調査内容は資料3を参照のこと。

図表 76 調査項目（放デイ調査）

ア. 自治体概要 (計画相談調査と同じ内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者連絡先に関する情報 ・自治体の基本情報（自治体名、自治体コード、人口） ・自治体の支給決定等状況（令和3年9月1日現在） <ul style="list-style-type: none"> -障害者数（手帳所持者数） -支給決定者数（障害福祉サービス及び一般相談支援） -サービス等利用計画およびセルフプランの作成数
イ. 放課後等デイサービスの支給決定の基準等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定基準の状況 ・特に勘案している事項 ・支給決定する際、影響が少ない事項（上位3つ） ・支給決定に強く影響する事項（あてはまるものすべて） ・保護者が希望する支給量が、その他の勘案事項に基づき自治体が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量より多い場合の対応 ・支給量の平均 ・比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の基本的な考え方 ・比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際、一般施策との調整状況

② 回収状況

調査票の回収状況は次のとおりである。

図表 77 調査項目（放課後等デイサービス調査）¹³

調査対象自治体	1741 自治体
回答者	有効回答数 858 自治体
有効回答率	有効回答率 49.3%

¹³ 計画相談支援調査と同時に実施したため、回収率は計画相談支援調査と同じ。

(2) 質問紙調査集計結果

放デイ調査では、支給決定における勘案プロセスについて、その結果として出される支給量の状況およびその支給量決定に際しての考え方について把握することを目的として実施した。

本調査は令和3年6月時点の支給量の平均日数を聞いている。厚生労働省は、放課後等デイサービスの支給決定の日数を「原則として、各月の日数から8日を控除した日数」としており、市町村において、その他の基準を設けていなければ、おおよそ22日前後の平均日数になることが想定された。そのため、何かしらの基準がある場合は22日前後より少ない(あるいは多い)支給量決定平均日数となることが予想された。このことを踏まえ、支給決定平均日数による影響に集計分析を行った。その他、人口規模別に自治体ごとの集計分析も行った。

なお、計画相談支援(障害児相談支援)調査と同時に同じ調査対象に対して調査を実施したことから、回答率等は図表65と同じである。

① 支給量の平均日数

放課後等デイサービスに対する自治体の支給量の平均日数を確認すると、20日以上25日未満とする割合が35.0%と最も高かった。また、20日未満とする自治体も44%程あった。

図表 78 支給量の平均日数¹⁴

	自治体数	%
0日以上10日未満	42	4.9
10日以上15日未満	123	14.3
15日以上20日未満	213	24.8
20日以上25日未満	300	35.0
25日以上	26	3.0
無回答	117	13.6
無効回答	31	3.6
回答不要自治体(利用者がいない自治体)	6	0.7
合計	858	100.0

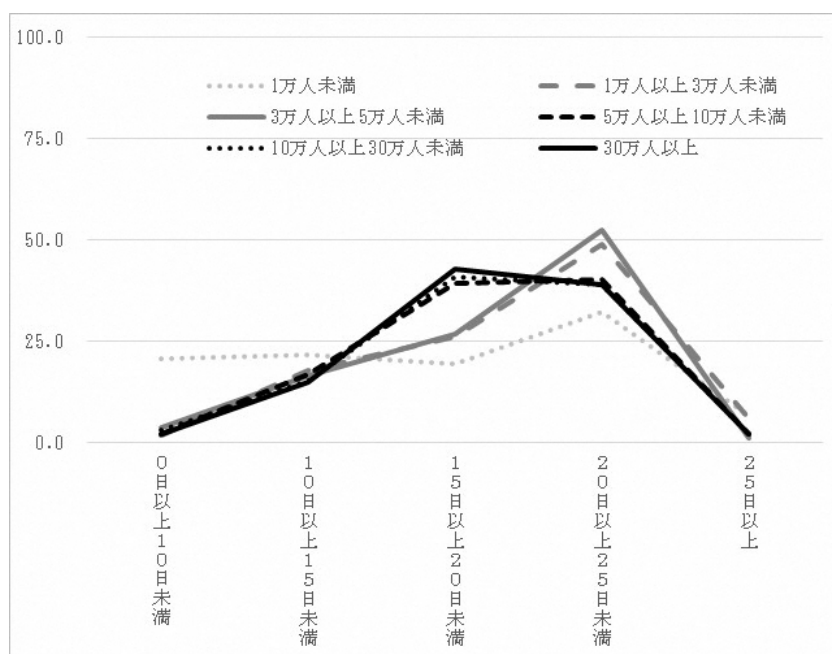
¹⁴ また、平均値が30日を超える場合は無効回答として集計している。支給決定が25日以上となることはまれであると考えられるが、有効回答として取り扱った。ただし、現実的にそのような支給決定ができるか疑問であることから、支給量の平均日数が25日以上と回答している自治体は26件と少ないこともあり、集計分析をする際は留意が必要である。なお、今後、人口規模別と平均支給量別のクロス集計を行っているが、合計値に違いが生じている。これは、図表60で示したように無効回答処理があるためである。全体の%値を確認する際は人口規模別の方が有効回答が多いため、そちらの数値を確認したほうがより実態に即していると考えられる。以降の集計結果はその点留意していただければと思う。

また、人口規模別に支給量の平均日数を確認すると、人口規模5万人以上の自治体では支給量の平均日数が15日以上20日未満の自治体と、20日以上25日未満の自治体の割合はおおよそ同じである。一方、1万人以上5万人未満の自治体では、20日以上25日未満とする自治体がおおよそ半数を占め、15日以上20日未満とする自治体は25%程度となっており、人口規模による傾向の違いが確認できた。

図表 79 自治体の人口規模別 支給量の平均日数¹⁵ (行%)

	0 日以上 10 日未満	10 日以上 15 日未満	15 日以上 20 日未満	20 日以上 25 日未満	25 日以上	無回答	自治 体数
1 万人未満	17.5	18.1	16.3	27.1	5.4	15.7	166
1 万人以上 3 万 人未満	1.4	14.9	22.1	41.4	5.0	15.3	222
3 万人以上 5 万 人未満	3.3	14.8	23.8	46.7	0.8	10.7	122
5 万人以上 10 万人未満	1.7	14.9	34.7	35.5	1.7	11.6	121
10 万人以上 30 万人未満	2.4	12.7	34.1	32.5	1.6	16.7	126
30 万人以上	1.6	12.9	37.1	33.9	1.6	12.9	62
不明	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	2
合計	5.1	15.0	25.9	36.5	3.2	14.3	821

※図表より無回答を除いて回答割合を計算した際のグラフ



¹⁵ 「無効回答」「回答不要自治体（利用者がいない自治体）」をのぞいて集計した。以降、同様である。

②放課後等デイサービスを支給決定する際の支給決定基準

放課後等デイサービスを支給決定する際の支給決定基準について確認した。

ア. 支給決定基準

全体をみると、「明文化した基準はないが部署内で判断の考え方を統一している」との回答割合が45.5%と最も高かった。人口規模別にみると、「明文化した基準があり要綱等の形式で公表している」との回答は、30万人未満の自治体が20%以下であるのに対し、30万人以上の自治体では33.9%と他自治体の回答割合より高かった。また、「明文化した基準はなく、個々の担当者が判断している」については、人口規模が小さいほど回答割合が高くなる傾向が確認できた。

図表 80 放課後等デイサービスを支給決定する際の支給決定基準（複数回答）
人口規模別（行%）

	明文化した基準があり要綱等の形式で公表している	明文化した基準はないが、内規等の形式のため公表していない	明文化した基準はないが、部署内で判断の考え方を統一している	明文化した基準はなく、個々の担当者が判断している	自治体数
1万人未満	11.6	10.6	41.4	32.3	198
1万人以上3万人未満	9.8	23.2	46.9	20.1	224
3万人以上5万人未満	8.1	19.5	61.0	11.4	123
5万人以上10万人未満	13.9	32.8	45.1	9.0	122
10万人以上30万人未満	19.7	35.4	42.5	3.1	127
30万人以上	33.9	32.3	29.0	3.2	62
不明	0.0	0.0	50.0	0.0	2
合計	13.8	23.5	45.5	16.3	858

次に、支給量の平均日数別にみると、いずれの支給決定基準の公開と支給量の平均日数別の自治体数に特徴的な回答は確認できなかった。このことから、何らかの明文化した基準があるからと言って、支給量の平均日数が20日以上25日未満になっているとは言えないことが確認できた。

図表 81 放課後等デイサービスを支給決定する際の支給決定基準（複数回答）

支給量の平均日数別（行%）

	明文化した基準があり要綱等の形式で公表している	明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない	明文化した基準は一つしかない	明文化した基準はないが、部署内で判断の考え方を統一している	明文化した基準はなく、個々の担当者が判断している	自治体数
0 日以上 10 日未満	7.1	14.3	50.0	28.6	42	
10 日以上 15 日未満	16.3	30.9	37.4	18.7	123	
15 日以上 20 日未満	14.6	26.3	45.5	14.6	213	
20 日以上 25 日未満	13.7	21.7	50.3	14.7	300	
25 日以上	23.1	19.2	42.3	15.4	26	
無回答	12.0	22.2	42.7	17.1	117	
合計	14.0	23.9	45.8	16.3	821	

イ. 放課後等デイサービスを支給決定する際の勘案事項

放課後等デイサービスを支給決定する際、特に勘案している事項の上位3つの事項について確認すると、全体では、「当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況」をあげる自治体の回答割合が91.6%と最も高かった。次いで、「当該申請に係る障害児又は障害児の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容」とする割合が68.3%、「当該申請に係る障害児の置かれている環境」が57.0%であった。また、人口規模別には大きな違いはなかった（図表 82）。

一方、支給決定する際、特に影響が少ない事項について確認すると、「当該申請に係る障害児に関する障害児通所給付費、障害児入所給付費、介護給付費等の受給の状況」が79.1%で回答割合が最も高く、次いで「当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況」が73.4%、「当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備状況」が73.8%と続いた（図表 63）。また、人口規模別には大きな違いはなかった。

支給量平均日数別では、放課後等デイサービスを支給決定する際、特に勘案している事項の上位3つの事項について確認すると、「当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況」について、10 日以上 15 日未満の自治体で33.3%、15 日以上 20 日未満の自治体で43.7%であるのに対し、20 日以上 25 日未満の自治体で50.3%であり、25 日以上の自治体では57.7%であった。すなわち、支給量平均日数が大きい自治体ほど「当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況」を勘案している事項として挙げる自治体が多い傾向にあると考えられる（図表 84）。また、支給決定する際、特に影響が少ない事項について支給量決定日数別に確認すると、支給量決定日数が25 日以上の自治体では「当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況」につ

いて、23.1%と25日未満とする自治体より突出して多く、「当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況」にてについては57.8%と25日未満とする自治体より低い割合であった（図表84、図表85）。

図表 82 放課後等デイサービスを支給決定する際、特に勘案している事項
人口規模別（上位3つ 複数回答）（行%）

	当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態	当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況	当該申請に係る障害児に関する障害児通所給付費、障害児入所給付費、介護給付費等の受給の状況	当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況	自治体数
1万人未満	87.9	41.9	13.1	14.6	198
1万人以上3万人未満	93.8	45.5	8.5	9.8	224
3万人以上5万人未満	90.2	46.3	9.8	6.5	123
5万人以上10万人未満	93.4	47.5	9.8	7.4	122
10万人以上30万人未満	95.3	49.6	4.7	8.7	127
30万人以上	88.7	48.4	9.7	1.6	62
不明	50.0	0.0	0.0	0.0	2
合計	91.6	45.8	9.4	9.3	858

	当該申請に係る障害児又は障害児の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容	当該申請に係る障害児の置かれている環境	当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備状況	自治体数
1万人未満	60.1	50.5	8.6	198
1万人以上3万人未満	71.0	56.3	7.1	224
3万人以上5万人未満	75.6	56.9	4.9	123
5万人以上10万人未満	69.7	65.6	4.1	122
10万人以上30万人未満	72.4	57.5	5.5	127
30万人以上	61.3	62.9	8.1	62
不明	0.0	50.0	0.0	2
合計	68.3	57.0	6.5	858

図表 83 放課後等デイサービスを支給決定する際、特に影響が少ない事項
人口規模別（上位3つ 複数回答）（行%）

	当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態	当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況	当該申請に係る障害児に関する障害児通所給付費、障害児入所給付費、介護給付費等の受給の状況	当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況	自治体数
1万人未満	4.0	26.8	69.2	61.6	198
1万人以上3万人未満	2.7	26.8	83.9	75.0	224
3万人以上5万人未満	3.3	20.3	84.6	81.3	123
5万人以上10万人未満	4.9	19.7	82.8	77.9	122
10万人以上30万人未満	2.4	25.2	80.3	74.0	127
30万人以上	3.2	17.7	75.8	80.6	62
不明	0.0	0.0	0.0	50.0	2
合計	3.4	23.9	79.1	73.4	858

	当該申請に係る障害児又は障害児の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容	当該申請に係る障害児の置かれている環境	当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備状況	件数自治体数
1万人未満	10.1	17.2	59.6	198
1万人以上3万人未満	8.9	13.8	73.2	224
3万人以上5万人未満	6.5	12.2	77.2	123
5万人以上10万人未満	7.4	13.1	82.8	122
10万人以上30万人未満	5.5	14.2	81.9	127
30万人以上	9.7	6.5	82.3	62
不明	0.0	0.0	0.0	2
合計	8.2	13.8	73.8	858

図表 84 放課後等デイサービスを支給決定する際、特に勘案している事項
支給量の平均日数別（上位3つ 複数回答）（行%）

	当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態	当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況	当該申請に係る障害児に関する障害児通所給付費、障害児入所給付費、介護給付費等の受給の状況	当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況	自治体数
0日以上10日未満	88.1	45.2	11.9	14.3	42
10日以上15日未満	95.9	33.3	10.6	9.8	123
15日以上20日未満	94.8	43.7	5.6	12.7	213
20日以上25日未満	93.3	50.3	10.7	8.3	300
25日以上	80.8	57.7	15.4	7.7	26
無回答	88.9	52.1	10.3	4.3	117
合計	92.8	46.3	9.5	9.4	821

	当該申請に係る障害児又は障害児の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容	当該申請に係る障害児の置かれている環境	当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備状況	自治体数
0日以上10日未満	64.3	61.9	7.1	42
10日以上15日未満	78.9	61.0	4.1	123
15日以上20日未満	75.6	56.3	6.6	213
20日以上25日未満	67.0	58.7	5.7	300
25日以上	73.1	53.8	11.5	26
無回答	56.4	53.0	8.5	117
合計	69.5	57.6	6.3	821

図表 85 放課後等デイサービスを支給決定する際、特に影響が少ない事項
支給量の平均日数別（上位3つ 複数回答）（行%）

	当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態	当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況	当該申請に係る障害児に関する障害児通所給付費、障害児入所給付費、介護給付費等の受給の状況	当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況	自治体数
0日以上10日未満	2.4	28.6	85.7	59.5	42
10日以上15日未満	1.6	30.9	74.8	78.0	123
15日以上20日未満	2.3	26.8	83.6	74.2	213
20日以上25日未満	3.3	20.7	82.3	77.7	300
25日以上	23.1	26.9	80.8	76.9	26
無回答	2.6	17.9	74.4	71.8	117
合計	3.3	24.0	80.5	75.0	821

	当該申請に係る障害児又は障害児の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容	当該申請に係る障害児の置かれている環境	当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備状況	自治体数
0日以上10日未満	9.5	19.0	76.2	42
10日以上15日未満	6.5	14.6	74.0	123
15日以上20日未満	6.1	14.1	79.3	213
20日以上25日未満	8.7	12.3	78.7	300
25日以上	15.4	15.4	57.7	26
無回答	11.1	13.7	65.8	117
合計	8.3	13.8	75.5	821

ウ. 放課後等デイサービスを支給決定する際に強く影響を与える事項

放課後等デイサービスを支給決定する際に強く影響を与える事項について、全体をみると「障害の程度（発達障害、行動障害、医療的ケア等の程度）」とする回答割合が60.7%と最も高かった。次いで、「障害児の養育環境（要支援・要保護児童等）」が53.4%、「保護者の希望」が51.9%であった。なお、人口規模別では大きな違いは確認できなかった（図表 86）。

次に支給量の平均日数別にみると、支給決定量の平均日数が長い自治体ほど、「保護者の就労の状況」を支給決定の際に強く影響を与える事項としてあげる回答割合が高かった。また、「障害児の養育環境（要支援・要保護児童等）」をあげる自治体は、支給量の平均日数が15日以上20日未満とする自治体の回答割合が最も高く58.4%、0日以上10日未満の自治体の回答割合が最も低く38.1%であった（図表 67）。

その他については、110自治体から回答があったことから、記載された内容を類型化した（図表 88）。この結果を見ると、「個別に精査している、個々の状況」を見て判断するとの回答件数が多かった。また、「原則支給決定日数が決まっている」との回答も11件ほどあり、「原則月日数-8日を支給水準としている」といった回答や「保護者がひとり親であり、かつその者が生計中心者として就労していれば23日/月」といった条件があるとの回答、「圏域で統一された支給上限がある」と回答している自治体もあった。

図表 86 放課後等デイサービスを支給決定する際に強く影響を与える事項
人口規模別（複数回答）（行%）

	障害の種類（身体・知的・重心・精神・発達障害等）	障害の程度（障害手帳の等級）	障害の程度（発達障害、行動障害、医療的ケア等の程度）	保護者の就労の状況	保護者の希望	障害児の養育環境（要支援・要保護児童等）	その他	自治体数
1万人未満	37.9	27.8	56.1	37.9	53.5	41.9	9.1	198
1万人以上3万人未満	37.9	29.5	64.7	35.7	56.7	51.3	9.4	224
3万人以上5万人未満	31.7	31.7	63.4	36.6	48.0	58.5	8.1	123
5万人以上10万人未満	33.6	28.7	63.1	40.2	46.7	61.5	18.0	122
10万人以上30万人未満	38.6	32.3	60.6	39.4	48.8	59.8	19.7	127
30万人以上	30.6	21.0	51.6	35.5	54.8	58.1	29.0	62
不明	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	2
合計	35.9	29.1	60.7	37.4	51.9	53.4	13.3	858

図表 87 放課後等デイサービスを支給決定する際に強く影響を与える事項
支給量の平均日数別（複数回答）（行%）

	障害の種類（身体・知的・ 重心・精神・発達障害等）	障害の程度（障害手帳の等 級）	障害の程度（発達障害、行 動障害、医療的ケア等の程 度）	保護者の就労の状況	保護者の希望	障害児の養育環境（要支 援・要保護児童等）	その他	自治体数
0日以上10日未満	28.6	35.7	54.8	23.8	57.1	38.1	11.9	42
10日以上15日未満	37.4	27.6	65.9	31.7	43.1	48.8	19.5	123
15日以上20日未満	34.3	28.2	62.4	35.2	54.5	58.2	14.1	213
20日以上25日未満	37.3	30.3	61.0	45.0	57.0	54.7	12.7	300
25日以上	46.2	38.5	57.7	46.2	61.5	53.8	11.5	26
無回答	35.9	28.2	58.1	32.5	48.7	55.6	10.3	117
合計	36.2	29.6	61.3	37.6	53.2	54.0	13.6	821

図表 88 放課後等デイサービスを支給決定する際に強く影響を与える事項
その他の自由記述の内容（複数回答）（件数）

類型	自治体数
個別に精査している、個々の状況	34
サービス等利用計画、相談支援専門員からの意見の内容	29
保護者の状況（就労や病状など）	17
原則支給決定日数が決まっている	11

なお、上記「原則支給日数が決まっている」としている自由記述の引用を確認すると、次のような記載が確認された。参考に掲載する。

図表 89 「原則支給日数が決まっている」の記載内容

基本的にはサービス等利用計画案に合わせて一8日以内の支給決定を行い、それ以上必要な場合は放課後等デイサービスの利用が必要である明確な理由を確認している。
日中一時支援との合算は25日/月
状態にかかわらず、支給決定量上限は一律23日/月としている。
基本的に全員に月の日数一8日で決定している
家族の就労支援又は介護する者の休息等を勘案し23日/月を上限としている。
原則、月1日から月15日
25日/月で支給決定している
地域で統一された支給量上限
需要（利用）と供給（事業所）の観点から一人でも多くの人が療育を受けられるよう「15日/月」を上限としている。
一律当該月日数一8日で記載している
基本的には全員「月の日数一8日」に設定している。

エ. 保護者が希望する支給量が支給量より多い場合の対応

保護者が希望する支給量が、その他の勘案事項に基づき自治体が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量より多い場合、対応方針について確認すると、全体では、「市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、障害児相談支援事業所が必要性を認める場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。」との回答割合が 72.1%と最も高く、「市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、医師等医学的な必要性がある場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。」が 44.1%と続いた。なお、人口規模別の特徴はあまりなかった。

次に支給量の平均日数別にみると、支給量の平均日数が「25 日以上」の自治体はいずれの項目についても全体的に回答割合が高い傾向であるが、25 日未満の自治体についてみると、特徴的な傾向はなかった。

図表 90 保護者が希望する支給量が、その他の勘案事項に基づき自治体が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量より多い場合の対応 人口規模別（複数回答）（行%）

	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定する。	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、医師等医学的な必要性がある場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、障害児相談支援事業所が必要性を認める場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、障害児通所支援事業所が必要性を認める場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。	保護者の希望を勘案した支給量を優先的に勘案し、決定する。	自治体数
1 万人未満	18.7	44.4	70.7	41.4	12.1	198
1 万人以上 3 万人未満	20.5	46.0	79.5	33.9	11.6	224
3 万人以上 5 万人未満	11.4	37.4	71.5	25.2	11.4	123
5 万人以上 10 万人未満	18.9	43.4	76.2	18.9	4.9	122
10 万人以上 30 万人未満	29.9	48.8	66.1	20.5	11.8	127
30 万人以上	35.5	40.3	56.5	8.1	9.7	62
不明	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	2
合計	21.0	44.1	72.1	28.4	10.6	858

図表 91 保護者が希望する支給量が、その他の勘案事項に基づき自治体が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量より多い場合の対応 支給量の平均日数別（複数回答）（行%）

	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める） 支給量と おり決定する。	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める） 支給量のと おり決定することを基本としつつ、医師等医学的な必要性が ある場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める） 支給量のと おり決定することを基本としつつ、障害児相談支援事業所が必 要性を認める場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。	市町村が適切と考える（支給決定基準に定める） 支給量のと おり決定することを基本としつつ、障害児通所支援事業所が 必要性を認める場合は保護者の希望を勘案した支給量とす る。	保護者の希望を勘案した支給量を優先的に勘案し、決定す る。	自治体数
0日以上10日未満	16.7	35.7	64.3	40.5	19.0	42
10日以上15日未満	22.8	47.2	69.9	34.1	8.1	123
15日以上20日未満	20.2	43.2	74.6	21.6	12.7	213
20日以上25日未満	22.0	43.7	74.3	28.3	8.0	300
25日以上	30.8	53.8	92.3	53.8	23.1	26
無回答	17.1	43.6	68.4	24.8	12.8	117
合計	21.0	44.0	73.0	28.4	11.0	821

③比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の考え方

日常生活での具体的な支障が、当該年齢の一般的な児童と比較してそれほど多く生じていないと考えられる障害児を「比較的軽度な障害児」と調査上定義し、その比較的軽度な障害児に対する支給決定の際の基本的な考え方について、確認した。

ア. 比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の基本的な考え方

回答割合を確認すると、「利用の希望があれば広く給付決定を行う」との回答割合が48.8%と最も高かった。また、一方で、「特にこうした考え方は定めていない」とする割合も23.0%であった。人口規模別にみると、「特にこうした定めがない」とする割合は、人口規模が小さいほど割合が高くなる傾向であった。

また、その他に記載された自由記述の内容を確認すると、145自治体から回答があり、

「療育、発達状況に関する書類（医師の意見書など）の提出」を求めるとい回答が最も多かった。また、「相談支援事業所、基本相談等と協議」により判断する場合や、「手帳所持、特別児童扶養手当の受給の有無」で判断するとの回答も一定数あった。また、支給量の平均日数別には特徴的な傾向は読み取れなかった。

図表 92 比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の基本的な考え方 人口規模別（複数回答）（行%）

	利用の希望があれば広く給付決定は行う	利用の希望があれば広く給付決定は行うが、支給量は、始めは少なめに決定する。	放課後児童クラブや放課後子ども教室などの一般施策の利用を促し、給付を認めない（放課後等デイサービスは比較的中重度な障害児に認める）	一般施策の利用を促し、一般施策での空きがない場合等の事情がある場合に放課後等デイサービスの利用を認める。	その他	特にこうした考え方は定めていない	件数
1万人未満	44.9	11.6	2.5	7.1	8.1	31.3	198
1万人以上3万人未満	51.8	17.4	2.2	8.5	13.8	20.5	224
3万人以上5万人未満	43.9	13.8	0.0	10.6	22.0	23.6	123
5万人以上10万人未満	46.7	19.7	2.5	9.8	22.1	23.0	122
10万人以上30万人未満	52.8	18.1	1.6	6.3	26.8	14.2	127
30万人以上	58.1	3.2	0.0	1.6	21.0	21.0	62
不明	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	2
合計	48.8	14.9	1.7	7.8	17.2	23.0	858

図表 93 比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の基本的な考え方 その他の回答

類型	自治体数
療育、発達状況に関する書類（医師の意見書など）の提出	55
相談支援事業所、基本相談等と協議	21
一般施策の利用も検討に入れた上で判断	16
手帳所持、特別児童扶養手当の受給の有無	15
保護者の状況	13
保健所、児童相談所等行政機関との協議	13
学校（教育委員会含む）、保育所等からの情報収集	7

図表 94 比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の基本的な考え方 支給量の平均日数別（複数回答）（行%）

	利用の希望があれば広く給付決定は行う	利用の希望があれば広く給付決定は行うが、支給量は、始めは少なめに決定する。	放課後児童クラブや放課後子ども教室などの一般施策の利用を促し、給付を認めない（放課後等デイサービスは比較的中重度な障害児に認める）	一般施策の利用を促し、一般施策での空きがない場合等の事情がある場合に放課後等デイサービスの利用を認める。	その他	特にこうした考え方は定めていない	件数
0日以上10日未満	45.2	16.7	4.8	2.4	14.3	31.0	42
10日以上15日未満	39.8	17.9	0.8	9.8	22.0	25.2	123
15日以上20日未満	48.4	21.1	1.4	7.5	19.7	20.2	213
20日以上25日未満	55.3	10.7	0.7	6.0	18.0	22.3	300
25日以上	57.7	3.8	3.8	19.2	3.8	34.6	26
無回答	50.4	17.1	4.3	12.8	12.8	16.2	117
合計	50.1	15.5	1.7	8.2	17.7	22.2	821

イ. 一般施策との調整

比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際、一般施策との調整状況について確認すると、「一般施策の利用の検討や、利用した結果については確認していない」との回答割合が49.3%であった。一方、「一般施策の利用の検討や利用した結果について保護者に確認する」との割合も42.7%であった。人口規模別にみると、「一般施策の利用の検討や、利用した結果については確認していない」との回答は、1万人未満の自治体、1万人以上3万人未満の自治体ではそれぞれ35.9%、48.2%であるのに対し、3万人以上の自治体では50%を超えている。また、支給量の平均日数別の特徴はあまりなかった。

図表 95 比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際、一般施策との調整状況（複数回答）人口規模別（行%）

	一般施策の利用の検討や、利用した結果について保護者に確認をする	一般施策の実施等について学校等に確認をする	一般施策の利用の検討や、利用した結果については確認しない	件数
1万人未満	46.5	31.8	35.9	198
1万人以上3万人未満	42.9	23.7	48.2	224
3万人以上5万人未満	42.3	13.8	56.1	123
5万人以上10万人未満	45.1	16.4	51.6	122
10万人以上30万人未満	43.3	7.9	53.5	127
30万人以上	25.8	6.5	69.4	62
不明	0.0	0.0	50.0	2
合計	42.7	19.5	49.3	858

図表 96 比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際、一般施策との調整状況 支給量の平均日数別（複数回答）（行%）

	一般施策の利用の検討や、利用した結果について保護者に確認をする	一般施策の実施等について学校等に確認をする	一般施策の利用の検討や、利用した結果については確認しない	件数
0日以上10日未満	33.3	28.6	52.4	42
10日以上15日未満	45.5	19.5	49.6	123
15日以上20日未満	40.4	21.1	54.0	213
20日以上25日未満	44.7	16.7	49.7	300
25日以上	46.2	11.5	46.2	26
無回答	44.4	21.4	43.6	117
合計	43.1	19.4	49.9	821

(3) ヒアリング調査概要

ヒアリング調査は前出の質問紙調査に回答した自治体に対し、質問紙調査の調査項目をより深掘する目的で実施した。ヒアリング調査概要及び調査結果について下記に記載する。

①調査項目

検討委員会等での検討結果を踏まえ、次の項目についてヒアリング調査を実施した。

図表 97 調査項目

- ✓ 支給量の決定に関する基準の取扱い状況について（公表の取扱い、運用方法（5領域11項目の調査による障害児の状態等、各種勘案事項の具体的な勘案方法等））
- ✓ 支給量の希望よりも（基準等に照合し）少なく決定（適正化）する必要があると感じた事例の有無と具体的な事例の概要
- ✓ 支給量の適正化の運用（保護者や相談支援専門員への説明、その際の課題等）
- ✓ 支給量の適正化ができない理由（保護者との調整が困難となった具体的な事例等）
- ✓ 軽度者への一般施策の紹介、連携状況（具体的な一般施策、実態、課題等）
- ✓ 支給量の決定状況に関する課題、今後の取り組み予定等

②調査対象

検討委員会等での検討結果を踏まえ、一定の申請件数があり、支給決定日数が20日未満の自治体（9自治体）を対象都市、人口規模別、複数ある場合は申請件数が最も多いところを調査対象として抽出した。

図表 98 調査対象自治体

	10日以上15日未満	15日以上20日未満	23日前後
1万人以上3万人未満			H
3万人以上5万人未満		D	
5万人以上10万人未満	A	E	
10万人以上30万人未満	B	F	
30万人以上	C	G	I

③調査方法

図表 5177 の調査項目について、事前に調査対象自治体に送付し、可能な限り事前に確認をいただいた。調査は、調査事務局がweb会議または電話で聞き取りを行った。また、必要により、メールにて文書で回答してもらった。

(4) ヒアリング調査結果

① 支給量の決定に関する基準の取扱い状況について（公表の取扱い、運用方法（5領域11項目の調査による障害児の状態等、各種勘案事項の具体的な勘案方法 等））

支給量の決定に関する基準の取扱い状況については、国が示している基準を踏まえて決定していることが基本であったが、自治体によって独自に規定を策定しているところもあり、また、自治体のホームページに公表しているところもあった。回答いただいた自治体の中には、国が示している5領域11項目の評価を明確に支給量に紐づけて規定している自治体もあった。

図表 99 回答結果

	支給量の決定に関する基準の取扱い状況について（公表の取扱い、運用方法（5領域11項目の調査による障害児の状態等、各種勘案事項の具体的な勘案方法 等））
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化した基準はないが、国が示している5領域11項目の評価等を踏まえて、担当者が支給量を決定している。 ・新規申請のケースには、療育の観点から必要量しか支給決定しない旨、保護者に説明をしている。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に規定される事項を面談により勘案し支給の要否を決定している。 ・支給量に関しては検討会議を行い、障害児の状態等や、各種勘案事項を元に支給量を決定している。 ・明文化した基準の作成や公表は行っていない。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・国に準じた規定（5領域11項目等）を内規として運用している。 ・5領域11項目の評価を担当者がExcelシート入力すると、自動で支給量が算出される。 ・支給量は原則、4日、9日、13日と規定しており、主たる対象を重症心身障害児としている事業所利用の場合のみ23日の決定が可能となっている。
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定基準をホームページで公表している ・考え方、算出の仕方は記載しているが、障害の程度による支給量など細かな規定があるわけではなく、医師の意見書等や5領域11項目の状況を勘案して担当者が決定している。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・県の支給決定マニュアルを もとに、担当者が支給決定の起案をし、上席の決済をもって支給決定をしている。
F 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・HP上で公表しているガイドラインにおいては、最大支給量を当該月の日数から8日を控除した日数としている。 ・支給決定にあたっては、原則14日以内/月とし、世帯状況等を考慮し、最大23日/月としている。 ・14日以上支給決定となるケースとしては、保護者の就労・病気・障害又は保護者からの虐待等により、児童が自宅で十分な看護を受けることができない

	い場合や、放課後等デイサービスの個別サポート加算 I の対象者について対象としている。
G 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定マニュアルに基づいて決定している ・支給決定マニュアルについては、国の報酬改定や通知等のタイミングで見直している。 ・支給決定マニュアルは、おおまかな考え方を示しているものであるため、対象者の状態等を細かく規定しているものではないため、基本、担当者の裁量に依るところが大きい。 ・支給決定マニュアルに基づき適正に決定できているか 2 年に 1 度か確認をしている ・23 日を超えるケースについては特に状況等を確認している。
H 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化した規定はないが、担当者が 5 領域 11 項目の評価をして決定している。 ・療育手帳、特別障害児手当など交付しており、明らかに障害あることがわかる場合は問題なく支給決定しているが、特別支援学級には在籍しているもののグレーゾーンと思われるケースについては、医師意見書、行政の専門職（保健師や理学療法士等）の意見書を勘案して療育の必要性を担当者が判断し決定している。
I 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに支給事務取扱要綱を公表している。 ・日数の考え方などを示しており、支給決定担当者に説明し、事務マニュアルにも記載している。 ・一方で、相談支援専門員や事業者、保護者には特別説明する機会はなく、疑義が生じた際に要綱に定めている事項を説明している。

② 支給量の希望よりも（基準等に照合し）少なく決定（適正化）する必要があると感じた事例の有無と具体的な事例の概要

支給量の希望よりも（基準等に照合し）少なく決定（適正化）する必要があると感じた事例については、一定数の自治体が「ある」と回答した。理由としては、「預かり目的と考えられた」、「習い事のように利用希望」、「具体的な利用予定がない」など、療育の必要性がみられない事例が挙げられていた。一方で、要保護世帯であったが、ネグレクトのリスクなど丁寧に勘案した上で、家族で過ごす時間を増やすために支給量を減らした事例もあった。

図表 100 回答結果

	支給量の希望よりも（基準等に照合し）少なく決定（適正化）する必要があると感じた事例の有無と具体的な事例の概要
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度は軽度だが、保護者の就労状況のため明らかに預かり目的と考えられるケースについて、希望日数よりも少なく支給決定をした。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・事例は多数ある。

自治体	<ul style="list-style-type: none"> 代表的な事例としては、児童の預かり場所として支給量を希望されるケース、放課後等デイサービスを習い事のように利用希望されるケース、関係機関への聞き取りから保護者の思いと実態が異なるケース、などは希望の支給量よりも少なく決定することがある。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 5 領域 11 項目の評価で 13 日の支給量が算出されたとしても、保護者が 4 日しか希望しない場合は 4 日で決定する。
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 障害児支援計画案の提出の際、週間予定表も提出いただくが、週 1 回しか利用予定がないのに、23 日の申請希望があった場合には、相談支援専門員やセルフプランの場合は保護者に確認をする。 また、担当者の立場で（5 領域 11 項目の状況等により）23 日も必要ないのでは、と思うことはあるが、（5 領域 11 項目等のアセスメント結果に紐づく）明確な支給量の基準がないため、担当者の判断として量を減らすという対応ができない。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 明確な減量の基準がないが、明らかに希望する支給量が必要ないと思われる場合、相談支援専門員に必要性を確認している。 相談支援専門員とは信頼関係を築けており、支給申請前に適正に調整ができるケースもある。 一方で、利用申請後に保護者との調整をすることは基本ない。
F 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所に基準を伝えているので、提出される計画案が基準より多い支給量になっている事例はあまりない。 最近有った事例として、児童がダウン症であることを理由に支給量 27 日/月の計画案が提出されたが、必要性が感じられなかったため 23 日/月の支給決定とした。
G 自治体	<p>以下、例示ではあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待ケースのため家庭全体の養育支援として 5 日決定しているケースで、ネグレクトのリスクがないか、また、障害児本人が毎日利用する体力があるかどうか等を丁寧に勘案し、相談支援専門員や関係機関と相談した上で、家族での時間を増やした方が良いという方針になった場合、週 5 日を週 4 日と提案するケースがある。 しかし、要保護世帯など特別な事情があるケースでない限り、適正化どうかのモニタリングをするのは難しい。 3 歳以下の障害児で週 5 日間、毎日異なる事業所を利用されているケースで、利用する本人の体力や低年齢で毎日異なる事業所を利用する負担等を懸念して保護者には確認をするようなこともある。
H 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 障害児については現時点でセルフプランのケースはなく、相談支援専門員は障害児支援利用計画を作成しているため、状況は確認できており、基本、希望どおり支給決定しているため該当ケースはない。 障害児増えているため、相談支援専門員が足りなくなっている、原則としているが、今後はセルフプランも考えなくてはならない。
I 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 支給事務取扱要綱が浸透していないためか、何となく取り敢えず 23 日希望、事業所から 23 日で申請してと言われた、他の人も 23 日使っている等々の理

	<p>由で支給申請される方がいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場合、支給事務取扱要綱に基づいて説明をし、セルフプランの作成支援を通じて「支給量を超えそうであればいつでも変更できるので、まずは必要日数で計画作成しては如何でしょうか。」と保護者に希望日数の精査をしていただくようにしている。 ・支給事務取扱要綱に基づいて説明をするが、折り合いがつかない場合は、23日希望するなら障害児支援利用計画にその根拠を記載してもらおうようにしている。記載内容に担当者として疑義があっても明確に否定する根拠が無ければ23日で決定する。 ・23日を超える支給量を希望する場合はセルフプランを認めておらず、必ず相談支援専門員に障害児支援利用計画を作成してもらおうようにしている。 ・それでも例えば月31日利用希望の根拠を明確に否定することが難しい場合もある。
--	--

③ 支給量の適正化の運用（保護者や相談支援専門員への説明、その際の課題 等）

支給量の適正化の運用については、相談支援専門員が作成する障害児利用支援計画を基本としているという回答が複数あった。また、自治体担当者が保護者に説明をするという回答も複数あった一方で、適正ではないという根拠が明確ではなく課題と回答した自治体もあった。なお、支給量を明確に規定している自治体では、放課後等デイサービスで満たされないニーズについては、他のサービス等に対応することで、基準以上の支給量を支給決定することはないとしていた。

図表 101 調査結果

支給量の適正化の運用 (保護者や相談支援専門員への説明、その際の課題 等)	
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員が作成する障害児利用支援計画に基づき決定しており、原則、セルフプランは認めていない。 ・相談支援専門員の認識と自治体担当者の評価に差異がある場合は、相談支援専門員に聞き取りの機会を設定し状況の確認を行っている。 ・新規利用申請の際は、放課後等デイサービスとして療育を目的とした支援であること、その観点で支給量を決定することを保護者に説明している。 ・新規申請の場合は、10日～15日で決定することが基本（重度の場合は23日もある）であり、利用状況により療育の必要性があると判断される場合は、支給量を増やす決定をする。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・勧案の上、保護者が希望する支給量に対応できなかった場合は個別に保護者へ説明を行っている。 ・課題としては決定した支給量に納得していただけずに、説明の時間が長時間かかるケースや再度の検討を希望されるケースが発生することが挙げられる。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護世帯などであったとしても日中一時支援等、他施策で対応する方針のため、放課後等デイサービスを基準以上に決定することはない。 ・利用者家族にも自治体の基準、考え方が周知されており、基準以上の決定を

	<p>求められることは基本なく、あったとしても担当者が説明をしてご納得いただいているという認識である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、5領域11項目の評価により「0日」と算出されても、医師意見書により療育の必要性が認められれば4日の支給決定はしている。
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・前述したとおり、障害児支援計画案の提出の際、週間予定表に具体的な利用予定がないのに23日の申請希望があった場合は確認の上、調整をする場合もある。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援計画については、相談支援専門員の作成を必須としており、支給申請の際には、必ず相談支援専門員と調整ができるようにしている。
F 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ直接説明することはあまりない。 ・相談支援専門員に口頭で伝えており。特に課題はない。
G 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・「適正」な支給量が明確化されていないため、保護者等に説明しにくい。 ・一方で、支給量を明確化すると、本来必要とする支給量が決定しにくくなるという懸念もある。 ・支給を要する要因が広範囲のため一概に決めにくく、結果、担当者の裁量となるのは致し方ない。 ・保護者と事業所である程度日数を決めてから役所に申請に来られるため、希望日数より支給量を減らしにくい。 ・23日を超えるケースは特に慎重に必要性を確認するため、決定数は少ない。 ・担当者として、アセスメントシート（5領域11項目等）の更新がなかなかできない。要保護世帯等、特別な事情があるケースでない限り、全ケースのモニタリングは手が回らず難しい。 ・医師意見書でなくても、乳幼児健診、3歳児検診等で保健師の所見があった場合、療育機関に繋いだとの記録がある場合等、柔軟に支給決定をしている。
H 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体として相談支援専門員と適切に関係性を構築できているため、療育の必要性や23日限度である旨など、相談支援専門員より保護者にしっかりと説明をしたもらった上で計画作成をしてもらっている。 ・一方で、学校の長期休暇を見込んで23日希望での申請が多い。 ・23日以上希望については1ケースだけあり、相談支援専門員に理由書を提出してもらい決定した。
I 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・支給事務取扱要綱に基づいて、障害児支援利用計画に根拠を記載してもらうようにしている。 ・しかし、前述したようにその内容が適切かどうかを判断する根拠が明確でなく、課題を感じている。

④ 支給量の適正化ができない理由（保護者との調整が困難となった具体的な事例等）

支給量の適正化ができない理由としては、支給量に紐づく基準がないため、療育がそれほど必要ないと明確に判断できないという趣旨の回答が複数あった。また、自治体が考える支給量と保護者の希望が合わない場合に自治体職員が繰り返し説明をし

でも納得いただけないという事例もあった。

一方で、自治体の基準や考え方が周知されており、適正化ができない事例はないとの回答もあった。

図表 102 調査結果

	支給量の適正化ができない理由 (保護者との調整が困難となった具体的な事例 等)
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 新規申請の際に放課後等デイサービスとして療育を目的とした支援であること、その観点で支給量を決定することを保護者に説明するため、特に調整が困難であったケースはない。 利用開始後に支給量を増やしてほしいと希望される保護者もいるが、放課後等デイサービスとして療育を目的とした支援であること、その観点で支給量を決定することを再度説明することがある。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 市の決定した支給量に保護者が納得していただけない場合に、決定の内容を繰り返し説明しても了承が得られないことがある。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の基準、考え方が利用者家族に周知されており、特にない。
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 5 領域 11 項目等のアセスメント結果に紐づく明確な支給量の基準がないため、「療育がそれほど必要ない」という根拠を示せない。 担当者から見ても、保護者の就労状況により預かり目的ではないかと思っても、療育の必要性を否定することまでできない。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 担当者から見てもそのまでの支給量が必要ないと思うことはあるが、医師の診断書等があって保護者も希望しているため、5 領域 11 項目を総合的に勘案しても支給量に紐づく明確な基準がある訳ではないため、根拠を示して希望する支給量より減らすという判断をすることが難しい。
F 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 特にない
G 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 支給量を決定する明確な基準がないため。 利用日数が多く、障害児本人に負担がかかる場合は再度相談を促すが、基本、希望どおり支給決定をしているためトラブルになったことはない。
H 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 希望日数を認めており、現時点では該当ケースはない。
I 自治体	<ul style="list-style-type: none"> 23 日は不要ではないかと必要な理由に疑念が残るが、否定する根拠も明確でなく調整ができない。 相談支援専門員は基本事項であるため 5 領域 11 項目等を踏まえてアセスメントをしていると思っているが、相談支援専門員もいろいろなタイプの方がいるため、行政の考えと保護者の考えをうまくコーディネートする方もいれば、保護者の代弁者のように強く支給決定を求める方もおり、意思疎通がう

	<p>まくいかないケースもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度だけで判断するものではないと考えているが、23 日以上の支給量を求めるケースだと利用する障害児の負担も懸念され、本当にその子のためなのか、家族のためなのか、ニーズの線引きが明確でなく、放課後等デイサービスの役割なのかと思うこともある。
--	--

⑤ 軽度者への一般施策の紹介、連携状況（具体的な一般施策、実態、課題 等）

軽度者への一般施策の紹介、連携状況については、放課後等デイサービスの利用申請の時点で他施策を紹介することはないとの回答が多かった。理由として、医師意見書等で専門職が療育の必要性を示しているため、担当者として一般施策を紹介しにくいとの回答があった。一方で、療育相談の段階であれば、一般施策を紹介しているとの回答もあった。

図表 103 調査結果

	軽度者への一般施策の紹介、連携状況 (具体的な一般施策、実態、課題 等)
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請の際に一般施策を紹介することはない ・学童を利用している中で、対応が難しいケースについて学校側から相談を受けることはあり、その際は放課後等デイサービスを紹介することがある。この場合、普通学級に在籍の児童の場合が多い。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労している場合は学童保育の案内を行ったり、学童へ保育所等訪問支援が入ったりしたケースがある。 ・ケース会議を開催することで他機関と必要に応じて連携をとっている。 ・保護者の困りごとによっては、民間の習い事の提案や児の課題を明確にするために相談先の紹介を行うこともある。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定に明確な基準があるため、5療育11項目の評価により支給量が算出されれば、それに従って決定しているため、一般施策を紹介することはあまりない。
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業等、一般施策の利用で良いと思うケースはあるが、放課後等デイサービスの利用申請をされる保護者に一般施策は進めづらく、連携はしていない。 ・令和3年障害福祉サービス等報酬改定で創設された「個別サポート加算」に関して、国の様式に従って保護者にアンケート調査やヒアリング調査をしたが、「何も問題ない」回答される保護者もあり、預かり目的としか思えないケースもある。 ・しかし、事業者ホームページでも療育メニューに並び、預かり支援のような記載があるものもあり、保護者としても「療育目的」について精緻に理解が及んでいない場合もあるのではないかと。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請の段階で医師の意見書等を持って相談に来られるため、専門職が必要を意見しているところ、担当課の事務官として一般施策を勧めにくい現状があり、もどかしく感じることもある。
F	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの申請者に対し、代わりとなる別の社会資源を紹介す

自治体	ることはない。
G 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・基本、保護者が一般施策か放課後等デイサービスかを選択しているため、放課後等デイサービスの利用申請をしているのに一般施策を提案しづらい。 ・放課後児童健全育成事業による施策に障害対応の場合の加算を付けているが、障害児は放課後等デイサービスなど障害施策でという風潮や人員上の課題等があるように思うため、積極的に推進が難しいのではないかと。 ・放課後等デイサービスの事業所は、右肩上がりが増え続けていることも、障害児は障害施策でという風潮につながっている。 ・保護者なども障害児は障害施策の対応の方が安心との風潮があるため、一般施策と連携しづらい側面がある。 ・放課後等デイサービスの送迎時間まで、一般施策を利用しているケースもある。 ・一般施策側で障害特性への理解、支援スキルが十分でないことも課題としては考えられる。
H 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの療育相談のレベルであれば、学童など一般施策を提案することはあるが、放課後等デイサービスの支給申請に来ている保護者に一般施策を紹介することはしにくくしていない。
I 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・行政担当者レベルであれば、保健師等の相談として、一般施策が良いのか、障害児施策が良いのか等の連携はしやすく、課を超えて情報共有をしながら調整はできているのではないかと。 ・一方で、保護者が窓口で支給申請に来られたタイミングでは、福祉施策の知識や相談援助に関する担当者の力量にもよるが、制度上申請可能な手続きや申し出を断ることが原則無いため、一般施策を提案することはあまりない。

⑥ 支給量の決定状況に関する課題、今後の取り組み予定 等

支給量の決定状況に関する課題については、利用者数が年々右肩上がりであり、財政的にも課題であり適正化は必要という趣旨の回答が複数あった。一方で、利用者ニーズが多様化している中、明確な基準がなく、自治体で適正化するのは困難であり、国による制度の適正化を期待するという回答が複数あった。

図表 104 調査結果

支給量の決定状況に関する課題、今後の取り組み予定 等	
A 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定の担当者も数年で異動となるため、専門性の積み上げが難しく、専門職員の必要性を感じる。 ・放課後等デイサービスの事業所は増加傾向にあり、また、新規参入の法人もあるため適切にサービスが提供できるのかと心配な面もあるが、自立支援協議会などで放課後等デイサービスの役割、療育について事業所に周知する機会を作って対応している。
B 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度だけで決められず、日常生活の困りごとや家庭の状況など、個々によって勘案内容が異なるため基準の作成や公表が難しい状況である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携もなく保護者が一方的に児の課題に対しての支給量増加を求め、事業所と保護者のみで解決しようとすることも散見される。 (その他要望) ・支給量の上限だけではなく、適正化を見据えた支給量の具体的な目安を国で示していただけると事務負担（精神面含め）の軽減につながると考える。
C 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に従って支給量の決定をしているが、利用する障害児は増加傾向にあるため事業所数も比例して増加はしている状況はある。
D 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害関係予算も年々右肩上がりの状況であり、支給決定の適正化は必要という認識。 ・国が放課後等デイサービスのあり方を検討しており、その動向に期待している。 ・自治体単独で適正化を図るのは難しい現状であり、国が制度改正等をするタイミングで自治体としても適正化のアクションを起こせば良いと考えている。
E 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度見直しや次期報酬改定などで放課後等デイサービスの適正化が図られることを期待している。 ・市町村が独自に適正化に対応するのは、近隣市との差異を指摘されるなど難しい現状がある。 ・また、当該県は原則市町村で方針は決めるべきというスタンスのため、統一した見解を出してくれずそれも課題だと思ってる。
F 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
G 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・増え続ける利用者に財政当局よりどこまで必要なんだと指摘されている。 ・基準が明確化されないと適正化は難しく、拡大の一途ではないかと思われる。 ・障害児相談支援事業がもっと適正に機能し、保護者をより丁寧にフォローできれば、他施策、他サービス等をマネジメントした余暇支援等々を提案できるのではないかと、結果、放課後等デイサービスの支給量は適正化される可能性はあると考えている。 ・総量規制をしている自治体があると承知しているが、真に必要な方が利用できないということでは困るため、支給決定を適正化してからでないかと総量規制が難しいのではないかと考えている。 ・障害児相談支援を利用するメリットを保護者が感じないと相談支援の利用促進に繋がらない。保護者は放課後等デイサービスを希望する日数の決定をして欲しいため、モニタリングや適正化の提案などをするのが障害児相談支援と捉えられると、障害児相談を保護者が煩わしいと思ってしまうこともあるのではないかと。 ・障害児相談支援が提出する基礎調査資料で5領域11項目のアセスメントが入っているが、熱心な相談支援専門員は丁寧に対応する一方、件数を多く持っている相談支援専門員は不十分な場合がある。
H	<ul style="list-style-type: none"> ・明らかな障害があるようには見えないグレーゾーンのケースが増えてきてお

自治体	<p>り、財政的にも課題だと感じているが、医師意見書では療育の必要性が書かれており、担当者で希望日数を適正化することは難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者から「宿題をしてくれるから助かっている」などという話を聞くこともあり、放課後等デイサービスですることなのかと思うこともあるが、療育の必要性を否定できず、ニーズも広がっている状況がある。 ・現状はグレーゾーンのケースが増え続けており、対応する相談支援専門員が明らかに不足になる見込みであり、この先、セルフプランで保護者が対応できるのであればお願いしたい一方で、計画作成は簡単ではないため、放課後等デイサービスの事業所が、特定相談支援の指定を受けて実施してもらうことも利益誘導の懸念もあるが、致し方ないと考えている。 ・このような状況のため、対象要件の厳格化は必要だと考えており、国の制度改正に期待している。
I 自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスが創設された当初と利用者ニーズが変わって来ていると感じる。 ・本来は学童等一般施策でも良いケースでも支給決定上、明確に否定する根拠がない。 ・事業所が23日の支給申請を保護者に求めるなど、行政としての考え方と事業者、保護者の考え方とミスマッチが大きくなっているように感じる。 ・個別ケースをより丁寧にモニタリングしたくても、利用者数が右肩上がり増加しており、また、必要なサービスをスムーズに決定していかななくてはならないという状況もあり、個別ケースをより丁寧に対応することは困難な状況にある。 ・放課後等デイサービスの役割も時代と共に変化してきていると思うが、適正なあり方とするために、国の制度改正に期待している。 ・また、支給事務取扱要綱に基づく考え方を利用者側、事業所側に十分にご理解いただけていないと考えており、自治体として、療育とは何か、そのための放課後等デイサービスの役割とは何かを発信していけたら良いと思っている。 ・障害児を養育する保護者のニーズがあり、また、発達障害児の多様な特性、そして家族が抱える多様な課題があるという背景から、放課後等デイサービスの役割が多様化して、様々な類型があるのはそれ自体否定するものではないが、インクルーシブな視点から考えれば、一般施策の中で障害のない子ども達と共に過ごす時間があることも重要と考え、その観点からも一般施策との連携を進めていく必要性を感じている。

(5) まとめ

以上の質問紙調査およびヒアリング調査結果を踏まえ、放課後等デイサービスの支給決定について、次のとおり、とりまとめた。

放課後等デイサービスに対する自治体の支給量の平均日数を確認すると、20日以上25日未満とする割合が35.0%と最も高かった。次に、15日以上20日未満が24.8%、10日以上15日未満が14.3%と続いた。

人口規模別に支給量の平均日数を確認すると、人口規模5万人以上10万人未満の自治体では支給量の平均日数が15日以上20日未満の自治体と、20日以上25日未満の自治体の割合はおおよそ同じである。また、1万人以上3万人未満、3万人以上5万人未満の自治体では、20日以上25日未満とする自治体がおおよそ半数を占め、15日以上20日未満とする自治体は25%程度となっている。一方で、15日以上25日未満の自治体の割合で見ると、人口規模10万人以上30万人未満の自治体は66.6%、人口5万人以上10万人未満の自治体は70.2%、1万人以上3万人未満の自治体は63.5%となっているほか、1万人未満の自治体では、0日以上10日未満の自治体が20%程度となっており、人口規模による傾向を有意に説明することはできなかった。(図表59)

支給量の平均日数が大きい自治体ほど「当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況」を勘案している事項として挙げる自治体が多い傾向があった(図表64)一方で、ヒアリング調査では、「預かり目的と考えられるケースは希望量よりも少なく決定した」との回答も複数あり(図表80)、「預かり目的と考えられるケース」において、適正化を図っている自治体があることが確認できた。

比較的軽度な障害児に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の基本的な考えとして、「放課後児童クラブなど一般施策の利用を促している」については、全国的に1.7%となっており、人口規模30万人以上の自治体は0%であった。一方でヒアリング調査では、人口規模30万人以上の自治体の回答として、「(当該市では)支給決定に明確な基準があるため、5領域11項目の評価により支給量が算出されれば、それに従って決定しているため、一般施策を紹介することはあまりない。」「基本、保護者が一般施策か放課後等デイサービスかを選択しているため、放課後等デイサービスの利用申請をしているのに一般施策を提案しづらい。」「障害児は放課後等デイサービスなど障害施策でという風潮や人員上の課題等があるように思うため、積極的に推進が難しいのではないかと。放課後等デイサービスの事業所は、右肩上がりが増えてきていることも、障害児は障害施策でという風潮につながっている。」などの回答もあり、比較的軽度な障害児に対する支給決定の際に一般施策の利用を促しにくい状況については、様々な要因があることが推察された。

ヒアリング調査では、支給量の決定状況について、「基準が明確化されないと適正化は難しく、拡大の一途ではないか」、「支給決定の担当者も数年で異動となるため、専門性の積み上げが難しく、専門職員の必要性を感じる」、などの課題があることが確認できた。「市町村が独自に適正化に対応するのは、近隣市との差異を指摘されるなど難しい現状がある」、「本来は学童等一般施策でも良いケースでも支給決定上、明確に否定する根拠がない。」「自治体単独で適正化を図るのは難しい現状であり、国が制度改正等をするタイミングで自治体としても適正化のアクションを起こせば良いと考えている。」など、放課後等デイサービスの支給決定状況に課題意識はあるものの、自治体単位での対応が困難であり、国の制度改正等に期待する回答が複数あった。

資料1 指定申請調査 質問紙調査票

※問3については障害福祉サービスごととなるため、例示として「居宅介護」の設問シートを掲載。

令和3年度障害者総合福祉推進事業 地方自治体における支給決定事務に関する実態調査

I. 担当者・連絡先に関する情報

貴自治体のご回答について、弊社から確認等をさせていただく場合がございますので、連絡可能なご担当者及びご連絡先についてご教示ください。

部署		氏名	
電話番号		メールアドレス	

II. 自治体の基本情報

問1. 貴自治体の自治体名および自治体コード（6桁）を入力ください。

自治体名		自治体コード	
------	--	--------	--

問2. 貴自治体の人口（令和3年9月1日現在）を入力ください。

自治体の人口	
--------	--

III. 指定申請書類

問3. 貴自治体における指定申請の文書の取扱い状況について、別表のシートに入力ください。

※以下のサービス等ごとの入力シートが次シート以降にあります。

• 居宅介護	• 自立訓練（生活訓練）	• 特定相談支援
• 重度訪問介護	• 就労移行支援	• 児童発達支援
• 同行援護	• 就労継続支援A型	• 医療型児童発達支援
• 行動援護	• 就労継続支援B型	• 居宅訪問型児童発達支援
• 療養介護	• 就労定着支援	• 放課後等デイサービス
• 生活介護	• 自立生活援助	• 保育所等訪問支援
• 短期入所	• 共同生活援助	• 障害児相談支援
• 重度障害者等包括支援	• 障害者支援施設	• 障害児入所施設
• 自立訓練（機能訓練）	• 一般相談支援	

問4. 文書量や事務負担軽減のために実施していることを記載ください。（自由記載）

--

質問は以上となります。
ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

資料2 計画相談支援（障害児相談支援）及び放課後等デイサービス調査 質問紙調査票

令和3年度障害者総合福祉推進事業

地方自治体における支給決定事務に関する実態調査

I. 担当者・連絡先に関する情報

貴自治体のご回答について、弊社から確認等をさせていただく場合がございますので、連絡可能なご担当者及びご連絡先についてご教示ください。

部署		氏名	
電話番号		メールアドレス	

II. 自治体の基本情報

問1. 貴自治体の自治体名および自治体コード（6桁）を入力ください。

自治体名		自治体コード	
------	--	--------	--

問2. 貴自治体の人口（令和3年9月1日現在）を入力ください。

自治体の人口	
--------	--

III. 自治体の支給決定等状況（令和3年9月1日現在）

問3. 貴自治体の障害者数を項目ごとに入力ください。

身体障害者手帳所持者数	
療育手帳所持者数	
精神保健福祉手帳所持者数	
自立支援医療（精神通院医療）の利用者数	

問4. 貴自治体の支給決定者数を項目ごとに入力ください。

・障害福祉サービス及び一般相談支援	
・障害児通所支援	
うち、放課後等デイサービスの利用者数	

問5. 貴自治体のサービス等利用計画およびセルフプランの作成数を項目ごとに入力ください。

計画相談支援の利用者数	
障害児相談支援の利用者数	
うち、放課後等デイサービスの利用者数	
セルフプランの利用者数	
うち、 児童福祉法分 の人数	
うち、 総合支援法分 の人数	

IV. 計画相談支援及び障害児相談支援におけるモニタリング頻度の状況調査

問6. 貴自治体のモニタリング頻度の決定状況について、項目ごとに人数を入力ください。

※令和3年4月1日現在で回答ください。

※各項目、実数で回答ください。

※複数サービスを利用している場合においても、それぞれの項目ごとにカウントしてください。

(例) 就労継続支援A型+自立生活援助の支給決定の方でモニタリング頻度は3か月に1回の方の場合。

モニタリング頻度	1ヶ月毎	2ヶ月毎	3ヶ月毎
すべての障害福祉サービス等 ^{※1} の支給決定をしている者			1
うち総合支援法分			1
うち児童福祉法分			
うち就労継続支援A型の支給決定をしている者			1
うち短期入所の支給決定もしている者			1
うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者			
うち自立生活援助の支給決定もしている者			1
うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定もしている者			

(回答欄)

標準期間 3月のサービス	モニタリング頻度	1ヶ月毎	2ヶ月毎	3ヶ月毎	4ヶ月毎	5ヶ月毎	6ヶ月毎	7ヶ月毎	8ヶ月毎	9ヶ月毎	10ヶ月毎	11ヶ月毎	12ヶ月毎
	標準期間 6月のサービス とその内訳	すべての障害福祉サービス等 ^{※1} の支給決定をしている者											
うち総合支援法分													
うち児童福祉法分													
うち就労定着支援の支給決定をしている者													
うち自立生活援助の支給決定をしている者													
うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定をしている者													
うち居宅介護の支給決定をしている者													
うち行動援護の支給決定をしている者													
うち同行援護の支給決定をしている者													
うち重度訪問介護の支給決定をしている者													
うち短期入所の支給決定をしている者													
うち就労移行支援の支給決定をしている者													
うち自立訓練支援の支給決定をしている者													
うち生活介護の支給決定をしている者													
標準期間 6月のサービス とその内訳		うち短期入所の支給決定もしている者											
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち自立生活援助の支給決定もしている者												
	うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定もしている者												
	うち就労継続支援A型の支給決定をしている者												
	うち短期入所の支給決定もしている者												
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち自立生活援助の支給決定もしている者												
	うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定もしている者												
	うち就労継続支援B型の支給決定をしている者												
	うち短期入所の支給決定もしている者												
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち自立生活援助の支給決定もしている者												
	うち日中サービス支援型共同生活援助の支給決定もしている者												
	うち共同生活援助 ^{※3} の支給決定をしている者												
	うち短期入所の支給決定もしている者												
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち地域移行支援の支給決定をしている者												
	うち地域定着支援の支給決定をしている者												
	うち短期入所の支給決定もしている者												
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち児童発達支援の支給決定をしている者												
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち短期入所の支給決定もしている者												
	うち居宅訪問型児童発達支援の支給決定をしている者												
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち短期入所の支給決定もしている者												
	うち放課後等デイサービスの支給決定をしている者												
	うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者												
	うち短期入所の支給決定もしている者												
うち保育所等訪問支援の支給決定をしている者													
うち訪問系サービス ^{※2} の支給決定もしている者													
うち短期入所の支給決定もしている者													
うち障害者支援施設 ^{※4} の支給決定をしている者													
うち地域移行支援の支給決定もしている者													
うち療養介護の支給決定をしている者													
うち地域移行支援の支給決定もしている者													
うち重度障害者等包括支援の支給決定をしている者													

※1 障害福祉サービス及び障害児通所支援

※2 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護

※3 日中サービス支援型共同生活援助を除く。

※4 国立のぞみの園を含む。

問7. 貴自治体においてモニタリング頻度を決定する際、勘案する事項や決定過程で実施していることを選択ください。(あてはまるものすべて)

⇒ 回答欄

1. 利用者等に訪問、面接による確認	<input type="checkbox"/>
2. 相談支援専門員より聴取	<input type="checkbox"/>
3. 課内会議等の庁内の会議で協議	<input type="checkbox"/>
4. サービス等利用計画による提案通り(申請通り)担当者が判断	<input type="checkbox"/>
5. モニタリング頻度を含め障害支援区分認定審査会で協議	<input type="checkbox"/>
6. その他 具体的に:	<input type="text"/>

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

問8. 貴自治体においてモニタリング頻度を決定する際、独自基準の有無を選択ください。

⇒ 回答欄

1. 有	<input type="checkbox"/>	2. 無	<input type="checkbox"/>
------	--------------------------	------	--------------------------

<input type="checkbox"/>

【問8で「1. 有」を選んだ方】

また、「有」の場合は、その内容を選択ください。(あてはまるものすべて)

※選択肢ごとに「具体的内容」を記載ください。

⇒ 回答欄

1. 障害支援区分に基づく基準	
具体的内容	<input type="text"/>
2. 障害種別や程度(手帳の等級等)に基づく基準	
具体的内容	<input type="text"/>
3. 障害特性(強度行動障害、医ケア等)に基づく基準	
具体的内容	<input type="text"/>
4. 本人、家族等の状況(上記以外、触法、虐待等の特別な事情)に基づく基準	
具体的内容	<input type="text"/>
5. その他 具体的に:	<input type="text"/>

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

問9. 貴自治体においてモニタリング頻度を見直す際、活用している場の有無を選択ください。

※有の回答はモニタリング頻度の見直しにつながるような取組をしている場合に限りです。

⇒ 回答欄

1. 有	<input type="checkbox"/>	2. 無	<input type="checkbox"/>
------	--------------------------	------	--------------------------

<input type="checkbox"/>

【問9で「1. 有」を選んだ方】

貴自治体においてモニタリング頻度を見直す際、活用している場を選択ください。

(あてはまるものすべて)

⇒ 回答欄

1. 課内等庁内での検討会等の開催(随時・定期)	<input type="checkbox"/>
2. モニタリング頻度を含む相談支援の支援を検証するための場(第6期障害福祉計画基本指針に係るもの)	<input type="checkbox"/>
3. 相談支援事業所との連絡会等の開催	<input type="checkbox"/>
4. (自立支援)協議会に設置した検討の場	<input type="checkbox"/>
5. 障害支援区分認定審査会	<input type="checkbox"/>
6. その他 具体的に:	<input type="text"/>

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

V. 放課後等デイサービスの支給決定の基準等の状況を調査

問10. 貴自治体において放課後等デイサービスを支給決定する際の支給決定基準について、該当する項目を選択ください。

⇒ 回答欄

- | | | |
|----------------------------------|---|-----|
| 1. 明文化した基準があり、要綱等の形式で公表している | ⇒ | 回答欄 |
| 2. 明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない | | □ |
| 3. 明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している | | □ |
| 4. 明文化した基準は無く、個々の担当者が判断している | | □ |

問11. 貴自治体において放課後等デイサービスを支給決定する際、特に勘案している事項を上位3つ選択ください。

⇒ 回答欄

- | | | |
|---|---|-----|
| 1. 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態 | ⇒ | 回答欄 |
| 2. 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況 | | |
| 3. 当該申請に係る障害児に関する障害児通所給付費、障害児入所給付費、介護給付費等の受給の状況 | | |
| 4. 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況 | | |
| 5. 当該申請に係る障害児又は障害児の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容 | | |
| 6. 当該申請に係る障害児の置かれている環境 | | |
| 7. 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況 | | |

問12. 貴自治体において放課後等デイサービスを支給決定する際、影響が少ない事項を上位3つ選択ください。

⇒ 回答欄

- | | | |
|---|---|-----|
| 1. 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態 | ⇒ | 回答欄 |
| 2. 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況 | | |
| 3. 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費、障害児入所給付費、介護給付費等の受給の状況 | | |
| 4. 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況 | | |
| 5. 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容 | | |
| 6. 当該申請に係る障害児の置かれている環境 | | |
| 7. 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況 | | |

問13. 貴自治体において放課後等デイサービスの支給量の決定に強く影響する事項(※)について該当する項目を選択ください。(あてはまるものすべて)

(※) 例えば、「障害種別が重症心身障害であれば月の日数-8日」、「保護者が日中不在であれば月の日数-8日」「必要としている支援が明確であれば月の日数-8日」等、支給決定基準等として明確化されているような事項のこと。

⇒ 回答欄

- | | | |
|-------------------------------|---|-----|
| 1. 障害の種類(身体・知的・重心・精神・発達障害 等) | ⇒ | 回答欄 |
| 2. 障害の程度(障害手帳の等級) | | |
| 3. 障害の程度(発達障害、行動障害、医療的ケア等の程度) | | |
| 4. 保護者の就労の状況 | | |
| 5. 保護者の希望 | | |
| 6. 障害児の養育環境(要支援・要保護児童 等) | | |
| 7. その他(例 必要としている支援の内容) | | |

具体的に：

--

問14. 保護者が希望する支給量が、その他の勘案事項に基づき貴自治体が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量より多い場合の対応について、該当する項目を選択ください。
（あてはまるものすべて）

1. 市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定する。
2. 市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、医師等医学的な必要性がある場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。
3. 市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、障害児相談支援事業所が必要性を認める場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。
4. 市町村が適切と考える（支給決定基準に定める）支給量のとおり決定することを基本としつつ、障害児通所支援事業所が必要性を認める場合は保護者の希望を勘案した支給量とする。
5. 保護者の希望を勘案した支給量を優先的に勘案し、決定する。

⇒ 回答欄

問15. 貴自治体で放課後等デイサービスの支給量の平均を入力ください。（令和3年9月1日現在）
（小数点以下は四捨五入）

問16. 貴自治体における比較的軽度な障害児（※）に対する放課後等デイサービスの支給決定の際の基本的な考え方について、該当する項目を選択ください。（あてはまるものすべて）
 （※）日常生活での具体的な支障が、当該年齢の一般的な児童と比較してそれほど多く生じていないと考えられる障害児をイメージしてください。

1. 利用の希望があれば広く給付決定は行う
2. 利用の希望があれば広く給付決定は行うが、支給量は、始めは少なめに決定する。
3. 放課後児童クラブや放課後子ども教室などの一般施策の利用を促し、給付を認めない（放課後等デイサービスは比較的中重度な障害児に認める）
4. 一般施策の利用を促し、一般施策での空きがない場合等の事情がある場合に放課後等デイサービスの利用を認める。
5. その他 具体的に：
6. 特にこうした考え方は定めていない

⇒ 回答欄

問17. 貴自治体における比較的軽度な障害児（※前問と同じ）に対する放課後等デイサービスの支給決定の際、一般施策との調整状況について該当する項目を選択ください。
 （あてはまるものすべて）

1. 一般施策の利用の検討や、利用した結果について保護者に確認をする
2. 一般施策の利用の検討や、利用した結果について学校等一般施策の実施者に確認をする
3. 一般施策の利用の検討や、利用した結果については確認しない

⇒ 回答欄

質問は以上となります。
 ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

令和3年度障害者総合福祉推進事業
地方自治体における支給決定事務に関する実態調査

発行日：令和4年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社